

台湾情報誌

交流

2019年12月 vol.945

公益財団法人 日本台湾交流協会

Japan-Taiwan Exchange Association

2019年第3四半期の
国民所得統計及び国内経済情勢の展望



交流

2019年12月
vol. 945

目次

CONTENTS

2019年第3四半期の国民所得統計及び国内経済情勢の展望	1
2019年第3四半期の国際収支統計	9
事業紹介	
「日台パートナーシップ強化セミナーについて」 (日本台湾交流協会東京本部貿易経済部)	11
台湾茶の歴史を訪ねる 第十六回 (16) 初期台湾茶業に貢献した日本人 ～藤江勝太郎と可徳乾三(2) (須賀 努)	15
連載「台湾と繋がる地域産業～地場産業クラスターや地域企業の事例から」 第3回:台湾企業とのものづくり連携による「ASEAN」市場への展開 ～茨城県企業の台湾アライアンス事例①:株式会社Doog(ドーク) (根橋玲子、福岡賢昌)	21
総統選挙と台湾(2) —蔣経国総統の選出から李登輝総統の選出まで— (松本充豊)	36
日本台湾交流協会事業月間報告	48

※本誌に掲載されている記事などの内容や意見は、外部原稿を含め、執筆者個人に属し、公益財団法人日本台湾交流協会の公式意見を示すものではありません。

※本誌は、利用者の判断・責任においてご利用ください。

万が一、本誌に基づく情報で不利益等の問題が生じた場合、公益財団法人日本台湾交流協会は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

●● 日本台湾交流協会について ●●

公益財団法人日本台湾交流協会は外交関係のない日本と台湾との間で、非政府間の実務関係として維持するために、1972年に設立された法人であり、邦人保護や査証発給関連業務を含め、日台間の人的、経済的、文化的な交流維持発展のために積極的に活動しています。

東京本部の他に台北と高雄に事務所を有し、財源も大宗を国が支え、職員の多くも国等からの出向者が勤めています。

2019年第3四半期の国民所得統計及び国内経済情勢の展望

2019年11月29日 行政院主計総処発表

I 概要

行政院主計総処は11月29日、国民所得統計の歴年修正、2019年第3四半期の国民所得統計の速報値、2019年第4四半期及び2020年の経済見通しなどを発表した。概要は以下のとおり。

一、2012年から2018年の修正後の毎年の経済成長率の平均は+2.73%となり、修正前の+2.33%から0.40%ポイントの上方修正となった。

二、2019年第1、2四半期の経済成長率(yoy)は+1.84%(修正前+1.83%)、+2.60%(修正前+2.40%)に修正された。

三、2019年第3四半期の経済成長率(速報値)は+2.99%、8月時点の予測値+2.67%から0.32%ポイントの上方修正となった。第4四半期の経済成長率は+3.04%(8月時点の予測値から0.14%ポイントの上方修正)となる見込み。2019年通年では+2.64%(0.18%ポイントの上方修正)となる見込み。一人当たりGDPは2万5,932米ドル、一人当たりのGNIは2万6,620米ドル、消費者物価(CPI)は+0.55%となる見込み。

四、2020年の経済成長率の予測は+2.72%、2019年8月時点の予測値である+2.58%から0.14%ポイントの上方修正となる。一人当たりGDPは2万7,298米ドル、一人当たりのGNIは2万8,113米ドル、CPIは+0.71%となる見通し。

II 歴年の国民所得統計の改訂

一、国民所得は工商調査及び関連の最新調査結果に基づき、基準年(今回の修正の例では2016年)

を5年ごとに改訂する。また、国際基準及び国内のニーズに照らし、編算方法及び発表内容について検討を行う。

二、今回の5年毎の修正は、2016年の工商調査、2015年の農漁業調査、各級政府及び公営事業決算、家庭収支調査、各種専門案調査などの最新資料及び業種分類調整、中央銀行の最新の第6版国際収支統計(BPM6)に基づいて2016年基準年の規模の改訂や歴年修正を完了した。

三、2012年から2018年の修正前後の経済成長率は、以下の通りであり、5年修正の重点及び主要結果は添付資料参照。

III 国民所得統計及び予測

一、2019年第3四半期の経済成長率速報値、及び、第1、2四半期の修正

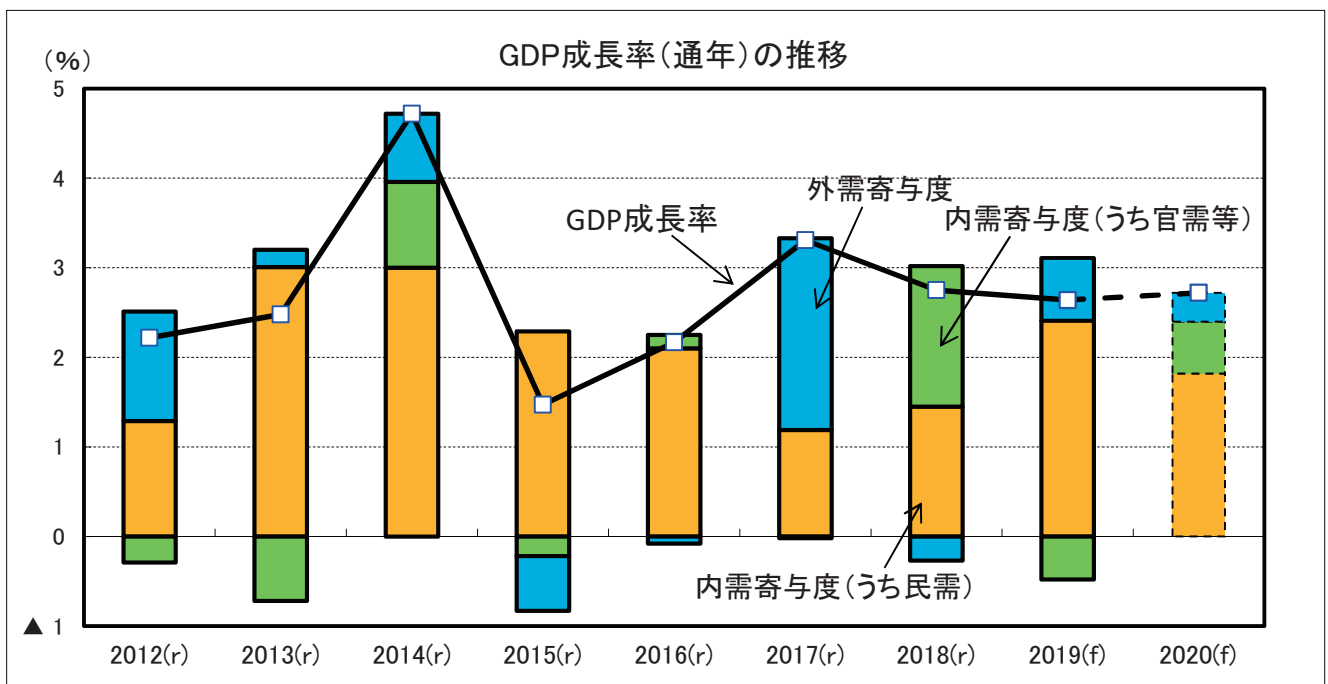
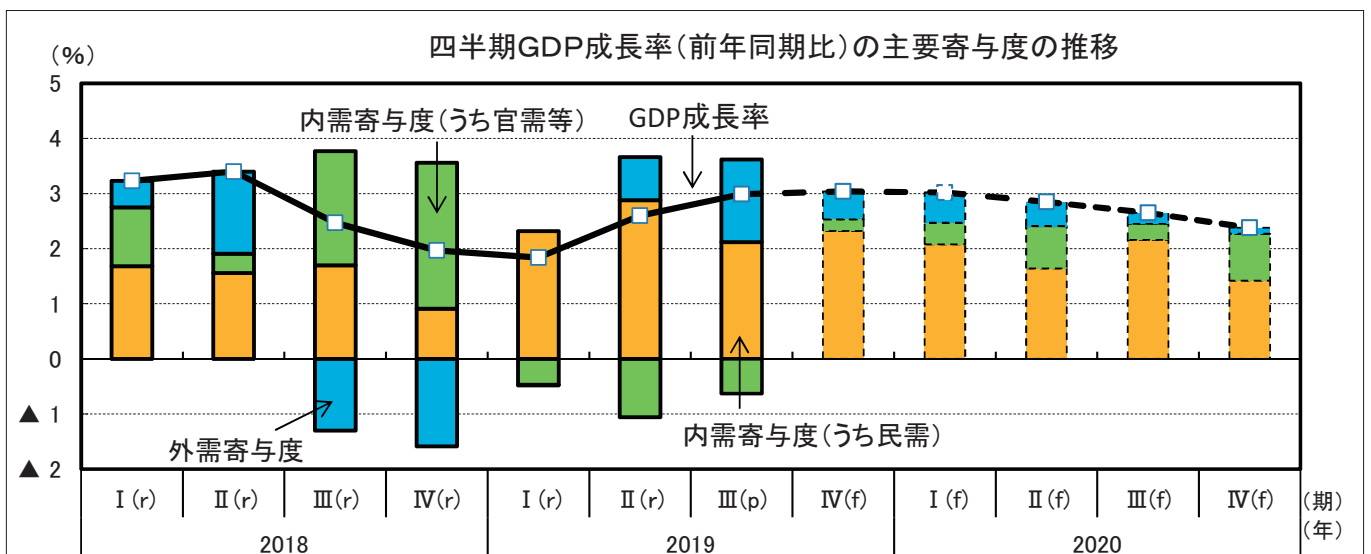
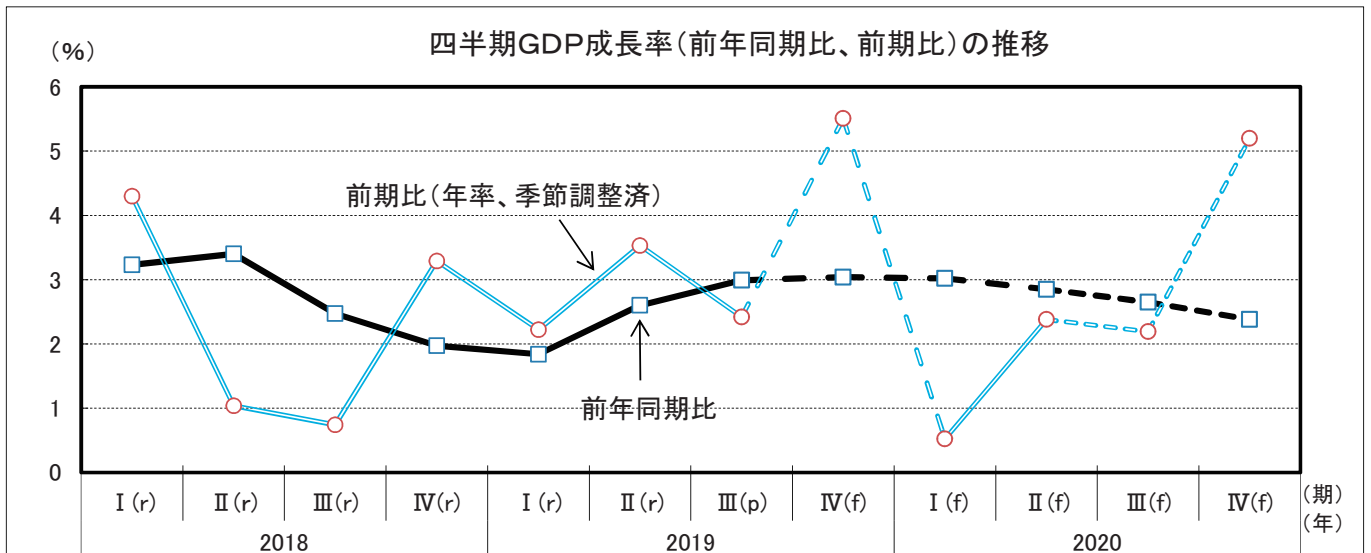
2019年第3四半期速報値における実質GDPの前年同期比成長率(yoy)は+2.99%、季節調整後の前期比成長率(saqr)は+0.60%、同年率換算値(saar)は+2.42%となった。第1、2四半期のyoyはそれぞれ+1.84%、+2.60%に、saarはそれぞれ+2.22%、+3.53%に修正された。

(一) 2019年第3四半期のGDPについて

1. 外需面について

(1) 米中貿易摩擦は世界経済の成長に不確実性をもたらし、また、国際原材料価格の上昇により、第3四半期の輸出(米ドルベース)は前年同期比▲0.81%(台湾元ベースでは+0.99%)となった。このうち、情報通信及びAV機器、電子部品業については、企業による国内生産の増

	経済成長率						
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
修正後	2.22	2.48	4.72	1.47	2.17	3.31	2.75
修正前	2.06	2.20	4.02	0.81	1.51	3.08	2.63
差(%)	0.16	0.28	0.70	0.66	0.66	0.23	0.12



加、出荷シーズンの到来を受けて、それぞれ+25.07%、+3.92%となった以外では、多く産品が引き続き減産となり、基本金属、プラスチック・ゴム、機械は原材料価格の下落、及び、需要の減少により、減少幅が1割超となった。今回の5年改訂から、国民所得対外取引収支は、中央銀行の最新第6版国際収支統計((BPM6)に合わせ、税関統計の調整を行ったことで、修正後の商品、運輸及び保険輸出は▲3.47%となり、物価要因を控除した商品及びサービスの実質輸出の成長は+0.33%となった(8月時点の予測値+4.76%から4.43%ポイントの下方修正)。

- (2) 輸入については、資本設備商品の輸入(米ドルベース)は+6.19%となったものの、国際原材料価格が引き続き低水準で推移していることから、第3四半期の商品輸入(米ドルベース)は▲3.21%(台湾元ベースは▲1.46%)となった。BPM6に基づいて調整を行った結果、商品、運輸及び保険輸入は▲6.67%となり、サービス輸入を計上し、物価要因を控除した商品及びサービスの実質輸入の成長は▲2.31%となった(8月時点の予測値▲3.48%から5.79%ポイントの下方修正)。
- (3) 輸出と輸入を相殺した外需全体の経済成長率全体への寄与度は+1.50%ポイントとなった。

2. 内需面について

- (1) 第3四半期は、新デザインの新車、及び、電動バイクの販売好調が続き、また、百貨店による販促イベントの実施が消費の増加をもたらしたことから、小売業全体の売上額は前年同月比+4.74%となり、飲食レストラン業は+3.75%となった。一方、出国者数は+2.47%にとどまり、株取引高は▲9.77%と引き続き減少(株取引手数料の減少を反映)し、外国人観光客は+6.47%(台湾での消費をサービス輸出とみなし、民間消費に反映され

た部品は控除すべき)となったことから、その他の各指標と合わせ、物価を控除した第3四半期の実質民間消費の成長率(速報値)は+2.28%(8月時点の予測値+2.45%から0.17%ポイントの下方修正)となり、経済成長率全体への寄与度は+1.16%ポイントとなった。実質の政府消費は+3.77%(8月時点の予測値+3.32%から0.45%ポイント上方修正)となり、経済成長率全体への寄与度は+0.51%ポイントとなった。

- (2) 民間投資については、半導体企業及び台湾企業の回帰投資による設備投資の増加により、機械設備投資は引き続き増加し、資本設備輸入(台湾元ベース)は前年比+8.11%となった。営業用大型貨物車及び船舶などの投資の増加が運輸機械への投資の成長をもたらしたものの、建築工事投資の成長は緩やかとなった。知的財産を合わせた実質民間固定投資全体は+4.79%となった。また、政府投資の実質成長率(+6.25%)、公営事業投資(▲9.67%)を合わせた実質固定投資成長率は4.32%(8月時点の予測値+3.04%から1.28%ポイントの上方修正)となり、経済成長率全体への寄与度は+1.02%ポイントとなった。また、業者が在庫消化を積極的に行ったため、第3四半期名目の在庫変動は第2四半期の▲160億元から▲212億元に拡大した(前年同期比+245%)。
- (3) 以上の各項目を合わせた結果、第3四半期の内需全体の成長率は+1.68%、経済成長率全体への寄与度は+1.50%ポイントとなった。

3. 生産面について

- (1) 農業生産は、8月の豪雨が稲作及び園芸作物の収穫に悪影響を及ぼしたことから、第3四半期の農業の実質成長率は▲1.67%となった。
- (2) 工業生産は+1.68%の成長となった。このうち、製造業は台湾企業による回帰投資及び振替受注により、サーバー、ネッ

ト機器などの国内生産が大幅に増加した。ハイエンド半導体への需要増加がウェハーの委託生産、IC アセンブリーの増産をもたらしたものの、化学材料業、基本金属業、機械設備業への需要減少が成長を一部相殺したことから、第3四半期の製造業生産指数は+1.84%となった。三角貿易の収益等を合わせた第3半期の製造業の実質成長率は+1.86%となり、経済成長率への寄与度は+0.60%ポイントとなった。建設業は建設許可ライセンスの発行増加が続いているものの、増加幅が縮小したことから、第3四半期の実質成長率は+0.55%となり、経済成長率への寄与度は+0.02%ポイントとなった。

(3) サービス業について、卸売業の対外貿易が鈍化し、第3四半期の売上額は前年同期比▲2.37%となった。小売業(売上額+4.74%)と合わせた卸売・小売業全体の实質成長率(速報値)は+2.99%となり、経済成長率への寄与度は+0.42%ポイントとなった。金融及び保険について、銀行の利息収入純額は+3.61%となり、手数料収入は+11.43%、損保の保険収入は+7.09%となった。一方、生保の保険収入は▲2.45%、証券先物の手数料収入も▲0.78%となった。その他保険サービス等の手数料と合わせた第3四半期の金融・保険の実質成長率は+4.83%、経済成長率への寄与度は+0.32%ポイントとなった。

(二) 2019年第1・2四半期は、各項目の主要指標に基づき修正した結果、2019年前年同期比成長率(yoy)はそれぞれ+1.84%、+2.60%、上半期の経済成長率は+1.84%となった。第3四半期と合せた1~3四半期の経済成長率は+2.49%となった。

二、2019年第4四半期及び2020年の経済展望

(一) 国際経済情勢

1. IHS Markit グローバルインサイト(以下「IHS」)の11月の最新資料によると、

2019年の世界経済の成長率は+2.6%、2020年の成長率は+2.5%に低下(両者とも7月時点の予測値から0.2%ポイントの下方修正)し、2年連続して3%台を下回る見通しである。このうち、先進国経済の成長率は2019年が+1.6%(0.2%ポイントの下方修正)、2020年が+1.4%(横ばい)となり、新興国経済の2019年及び2020年の成長率は、それぞれ+4.2%(0.2%ポイントの下方修正)、+4.3%(0.2%ポイントの下方修正)となる見通しである。

2. 米国は財政刺激策を引続き行っているものの、雇用、賃金の引き上げが限定的であり、また、貿易摩擦の不確実性により民間消費及び投資の成長が緩やかとなることから、2019年の経済成長率は前年同期比+2.3%(0.3%ポイント下方修正)、2020年は+2.1%(0.3%ポイント上方修正)の成長となる見込み。

3. ユーロ圏最大の経済国であるドイツ経済が伸び悩み、また、国際貿易摩擦の継続、イギリスの離脱協議の不確実性などの要因が存在していることから、2019年及び2020年の経済成長率はそれぞれ+1.4%(0.1%ポイントの上方修正)、+1.0%(0.2%ポイントの下方修正)となる見込み。このうち、ドイツは2019年は+0.5%(横ばい)、2020年は+0.4%(0.5%ポイントの下方修正)、フランスは2019年は+1.3%(0.1%ポイントの上方修正)、2020年は+0.9%(0.1%ポイントの下方修正)、イギリスは2019年は+1.3%(0.2%ポイントの上方修正)、2020年は+0.5%(0.3%ポイントの下方修正)となる見通しである。

4. 中国大陸は貿易摩擦の影響を受けて、内外需とも減少基調にあり、成長力が引き続き弱含んでいることから、2019年の経済成長率の予測は+6.2%(横ばい)、2020年は減速して+5.7%(0.2%ポイントの下方修正)となる見通し。

5. IHS Markit が予測した2019年、2020

年における韓国の経済成長率はそれぞれ + 1.7% (0.3%ポイントの上方修正)、+ 1.7% (0.4%ポイントの下方修正) となる見込み。香港は 2019 年は▲ 2.1% (4.0%ポイントの下方修正)、2020 年は 0.3% (2.3%ポイントの下方修正)、シンガポールは 2019 年は 0.5% (0.9%ポイントの下方修正)、2020 年は + 1.1% (0.8%ポイントの下方修正)、及び、日本は 2019 年は + 0.9% (0.2%ポイントの上方修正)、2020 年は + 0.3% (0.1%ポイントの下方修正) となる見通し。

(二) 2019 年第 4 四半期、及び、2020 年の国内経済予測

1. 対外貿易

- (1) 国際間貿易摩擦の不確実性が依然として存在し、世界の経済成長に影響を及ぼすものの、半導体産業の在庫消化の改善、企業によるハイエンド製造の優位性の拡大し、台湾企業による回帰投資による国内生産の増産などは輸出のマイナス要因を一部相殺することから、2019 年第 4 四半期の米ドルベースの輸出 (税関ベース) は前年同期比 + 1.01% となる見込み。1 ~ 3 四半期と合わせた 2019 年の輸出 (米ドルベース) は 3,286 億米ドル、前年同期比▲ 1.61% となる見込み。サービス貿易を加え、物価要因を控除した 2019 年の輸出の実質成長率は + 0.72% (2.75%ポイントの下方修正) となる見通し。
- (2) 2020 年の展望は、IMF (国際通貨基金) の 10 月の最新予測によると、2020 年の世界の貿易量は + 3.2% となり、2019 年の + 1.1% より拡大すると予測している。また、台湾企業の回帰投資による国内生産の増加が輸出を下支えし、半導体産業における製造工程の優位性によって生産が拡大、第五世代高速通信・高速演算・AI 及び IOT 等の新興応用技術の拡大が続いていることは、輸出の下支えとなることから、2020 年の輸出 (米ドルベース) は 3,389 億米ドル、前年比 + 3.12% となる見通し。また、輸入

は 2,899 億米ドル、同 + 2.28% となる見通し。商品及びサービス輸出を合計し、物価要因を控除した 2020 年の実質輸出・輸入の成長率は、それぞれ + 2.69%、+ 2.65% となる見通し。

2. 民間消費

- (1) 民間消費について、金融市場に不確実性が依然として存在しているものの、自動車及びスマホの販売好調、株式市場の活況などは民間消費の下支えとなることから、2019 年の民間消費の実質成長率は + 2.00% (0.03%ポイントの下方修正) となる見通しである。
- (2) 2020 年を展望すると、国内労働市場が安定しているものの、少子高齢化などの人口構造問題等が成長力を引続き抑制することから、2020 年の民間消費の実質成長率は + 2.02% (0.03%ポイントの下方修正) となる見通し。

3. 固定投資

- (1) 民間投資については、半導体企業が次世代に優位性のある製造工程に引き続きに投資し、台湾企業の回帰投資による生産力の拡大や設備投資などが成長を高めることから、2019 年の民間投資の実質成長率は + 7.61% (2.60%ポイントの上方修正) となる見込み。
- (2) 2020 年を展望すると、新興応用技術のニーズに応じ、半導体企業の生産拡大及び企業の回帰投資が持続すること、外国企業による対内投資が積極的であること、洋上風力発電等のグリーンエネルギーへの投資が加速すること、通信業者による第五世代高速通信への投資や政府による投資環境の改善などは民間投資の堅調な成長をもたらす見込み。2019 年の基準値の高さもあり、2020 年の民間投資の実質成長率は + 4.05% (0.93%ポイントの上方修正) となる見通し。
- (3) 公共投資を合わせた 2019 年の固定投資の実質成長率は + 7.78% (1.82%ポイントの上方修正) となり、2020 年は + 4.71% (1.15%ポイントの上方修正) となる見通し。

4. 物価

- (1) 国際機関の予測、及び、原油価格の変動を参考とし、2019年第4四半期のOPECバスケット原油価格を1バレル=61.4米ドル(2019年8月時点の予測値から2.7米ドルの下方修正)、2019年のバスケット原油価格を1バレル=63.6米ドル(0.7米ドルの下方修正)、2020年のバスケット原油価格を1バレル=61.0米ドル(3.0米ドルの下方修正)と予測する。
- (2) 2019年の卸売物価指数(WPI)は、足下の国際農工原材料価格が地政学リスク及び需給要因を受けて乱高下していることから、2019年通年のWPIは▲2.15%(1.13%ポイントの下方修正)となる見込み。2020年のWPIは原油価格の持続的な低下により、▲2.38%(2.87米ドルの下方修正)となる見通しである。
- (3) 消費者物価指数(CPI)については、今年の天候要因が青果の生産量に影響を与え、前年の基準値の低さを受けて食物類価格の上昇幅が大きかったものの、国際原材料価

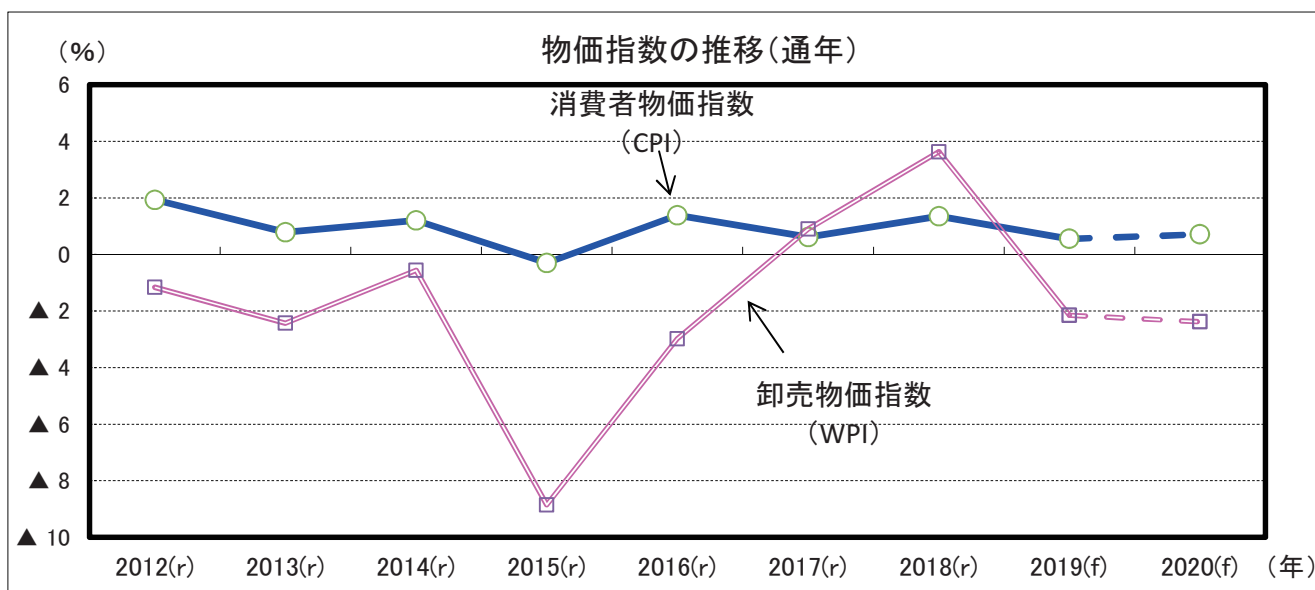
格、及び、WPIが引き続き低下し、企業のコスト圧力が緩和していることを受けて、2019年のCPIは+0.55%(0.12%イントの下方修正)となる見通し。2020年のCPIは+0.71%(0.11%イントの下方修正)と引き続き安定した上昇となる見通し。

5. 以上の要因を総合すると、2019年通年の経済成長率は+2.64%(2019年8月時点の予測値から0.18%ポイントの上方修)となる。CPIは+0.55%となる見通し。また、2020年の経済成長率は+2.72%、CPIは+0.71%となる見通し。

(三) 主要な不確実性

1. 米国と中国、及び、日本と韓国との間における貿易摩擦の今後の進展。
2. 国際金融市場における株式・為替・債券相場の変動、及び、原油その他原材料価格の動向。
3. 欧米の中央銀行が推進する金融政策の調整。
4. 地政学リスクによる世界経済への影響。

(了)



重要経済指標

行政院主計総処 2019年11月29日発表

	経済成長率(実質 GDP) (%)			一人当たり GDP		一人当たり GNI		消費者物価 上昇率 (%)	卸売物価 上昇率 (%)	名目 GDP (百万台湾元)
	前年 同期比	前期比 (年率換算)	前期比	台幣元	米ドル	台幣元	米ドル			
2009年	▲1.57	—	—	559,807	16,933	577,241	17,460	▲0.87	▲8.73	12,961,656
2010年	10.63	—	—	607,596	19,197	625,560	19,765	0.97	5.46	14,119,213
2011年	3.80	—	—	614,922	20,866	630,965	21,410	1.42	4.32	14,312,200
2012年	2.22	—	—	630,749	21,295	649,322	21,922	1.93	▲1.16	14,677,765
2013年	2.48	—	—	654,142	21,973	671,384	22,552	0.79	▲2.43	15,270,728
2014年	4.72	—	—	694,680	22,874	713,443	23,492	1.20	▲0.56	16,258,047
2015年	1.47	—	—	726,895	22,780	745,634	23,367	▲0.30	▲8.85	17,055,080
2016年	2.17	—	—	746,526	23,091	765,711	23,684	1.39	▲2.98	17,555,268
2017年	3.31	—	—	763,445	25,080	782,437	25,704	0.62	0.90	17,983,347
2018年	2.75	—	—	777,898	25,792	795,489	26,376	1.35	3.63	18,342,891
第1季	3.23	4.30	1.06	190,506	6,498	200,172	6,825	1.55	▲0.12	4,491,283
第2季	3.40	1.04	0.26	189,697	6,370	193,114	6,484	1.72	4.90	4,472,511
第3季	2.47	0.74	0.18	194,773	6,349	192,702	6,280	1.67	6.70	4,592,725
第4季	1.97	3.29	0.81	202,922	6,575	209,501	6,787	0.46	3.14	4,786,372
2019年(f)	2.64	—	—	802,151	25,932	823,369	26,620	0.55	▲2.15	18,925,767
第1季	1.84	2.22	0.55	193,793	6,286	201,983	6,551	0.33	0.70	4,571,403
第2季(*)	2.60	3.53	0.87	195,177	6,266	201,544	6,470	0.81	▲0.58	4,604,248
第3季(p)	2.99	2.42	0.60	202,440	6,486	200,844	6,435	0.41	▲3.97	4,776,048
第4季(f)	3.04	5.51	1.35	210,741	6,894	218,998	7,164	0.65	▲4.62	4,974,068
2020年(f)	2.72	—	—	832,849	27,298	857,728	28,113	0.71	▲2.38	19,662,211
第1季(f)	3.02	0.52	0.13	202,377	6,633	211,801	6,942	0.81	▲2.92	4,776,393
第2季(f)	2.85	2.38	0.59	203,127	6,658	209,750	6,875	0.37	▲4.32	4,795,016
第3季(f)	2.65	2.19	0.54	209,627	6,871	209,212	6,857	0.69	▲2.36	4,949,035
第4季(f)	2.38	5.20	1.28	217,718	7,136	226,965	7,439	0.96	0.18	5,141,767

r: 修正値、p: 速報値、f: 予測値、*: 2019年2Q以前は全面改訂

GDP の各構成項目の寄与度 (対前年同期比)

(単位：%)

	GDP	国内需要						固定資本形成						国外需要								
		民間消費			政府消費			民間投資			公営事業投資			政府投資			輸出			輸入		
		成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率
2012	2.22	1.07	1.00	1.92	1.05	2.36	0.36	▲1.28	▲0.30	1.38	0.24	▲7.97	▲0.12	▲10.47	▲0.42	1.22	1.90	1.53	0.42	0.31		
2013	2.48	2.47	2.29	2.55	1.40	▲1.36	▲0.21	7.03	1.59	1.61	3.81	0.05	▲2.27	▲0.08	0.19	3.21	2.55	4.65	3.26	2.35		
2014	4.72	4.33	3.96	3.70	2.00	3.78	0.56	3.50	0.79	1.00	5.20	0.07	▲8.33	▲0.27	0.76	5.99	4.65	5.63	3.88			
2015	1.47	2.30	2.07	2.86	1.51	▲0.13	▲0.02	2.68	0.60	0.78	▲7.07	▲0.09	▲2.99	▲0.09	▲0.61	0.36	0.28	1.32	0.89			
2016	2.17	2.58	2.25	2.64	1.36	3.68	0.51	3.44	0.74	0.74	▲3.89	▲0.04	1.75	0.05	▲0.08	▲0.93	▲0.66	▲0.99	▲0.58			
2017	3.31	1.34	1.17	2.70	1.40	▲0.41	▲0.06	▲0.26	▲0.06	▲1.16	▲0.21	0.51	0.01	5.82	0.15	2.14	4.50	3.03	1.63	0.89		
2018	2.75	3.49	3.02	2.04	1.06	4.03	0.56	2.95	0.62	2.25	0.39	14.42	0.15	3.10	0.08	▲0.27	0.69	0.46	1.37	0.74		
I	3.23	3.06	2.75	2.88	1.57	7.07	0.91	0.47	0.10	0.49	0.11	▲3.01	▲0.02	1.51	0.02	0.48	1.92	1.28	1.47	0.80		
II	3.40	2.15	1.92	2.79	1.46	6.40	0.89	0.54	0.12	0.52	0.10	5.27	0.05	▲1.16	▲0.03	1.49	3.81	2.50	1.90	1.02		
III	2.47	4.41	3.77	1.25	0.64	▲1.16	▲0.16	6.23	1.34	5.88	1.06	23.23	0.20	3.00	0.08	▲1.30	0.29	0.18	2.72	1.49		
IV	1.97	4.27	3.56	1.30	0.63	4.33	0.62	4.32	0.87	1.91	0.28	22.93	0.34	7.00	0.25	▲1.59	▲2.67	▲1.89	▲0.56	▲0.30		
2019(f)	2.64	2.17	1.93	2.00	1.05	0.23	0.03	7.78	1.69	7.61	1.36	5.82	0.07	9.71	0.27	0.70	0.72	0.48	▲0.41	▲0.23		
I	1.84	2.02	1.86	1.75	1.00	▲3.06	▲0.43	6.55	1.41	6.88	1.32	4.62	0.02	4.29	0.07	▲0.01	0.88	0.56	1.02	0.57		
II(*)	2.60	2.04	1.82	1.61	0.86	▲2.58	▲0.37	11.44	2.41	11.44	2.02	11.08	0.11	11.59	0.29	0.78	1.42	0.93	0.31	0.15		
III(p)	2.99	1.68	1.50	2.28	1.16	3.77	0.51	4.32	1.02	4.79	0.96	▲9.67	▲0.10	6.25	0.16	1.50	0.33	0.24	▲2.31	▲1.25		
IV(f)	3.04	2.94	2.54	2.35	1.16	2.38	0.37	9.08	1.93	7.68	1.16	12.06	0.23	13.69	0.53	0.51	0.30	0.21	▲0.48	▲0.30		
2020(f)	2.72	2.69	2.40	2.02	1.05	1.92	0.27	4.71	1.09	4.05	0.77	16.91	0.21	3.97	0.12	0.32	2.69	1.72	2.65	1.41		
I(f)	3.02	2.69	2.47	2.19	1.20	2.62	0.34	4.76	1.09	4.31	0.88	18.51	0.13	4.28	0.08	0.55	4.71	2.99	4.54	2.44		
II(f)	2.85	2.71	2.41	2.16	1.13	1.15	0.16	3.47	0.81	2.58	0.51	16.56	0.18	4.41	0.12	0.44	2.29	1.46	1.94	1.03		
III(f)	2.65	2.78	2.45	1.92	0.98	1.64	0.23	6.57	1.55	5.92	1.18	26.69	0.24	4.50	0.12	0.20	2.39	1.53	2.50	1.33		
IV(f)	2.38	2.59	2.27	1.81	0.91	2.30	0.34	4.02	0.92	3.23	0.51	12.22	0.26	3.21	0.15	0.11	1.59	1.02	1.71	0.90		

(出所) 行政院主計総処 2019年11月29日発表

(注) r:修正値、p:速報値、f:予測値、*:2019年2Q以前は全面改訂

2019年第3四半期の国際収支統計

2019年11月20日 台湾中央銀行発表
(仮訳)

◆概要

2019年第3四半期の国際収支全体は、経常収支が124.8億米ドルの黒字、金融収支が94.1億米ドルの純資産の増加、中央銀行準備資産が40.0億米ドルの増加となった。

◆内訳

(1) 経常収支

経常収支の黒字額は、前年同期比ベースで+14.5%の増加となる15.8億米ドル増となった。

- ① 貿易収支の黒字は、前年同期比4.5億米ドル増加の161.6億米ドルの黒字となった。米中貿易摩擦が継続しており、世界経済・貿易の不確実性は引き続き高く、国際原材料価格が一部変動しつつも幅広く下落していることを受けて、輸出は前年同期比34.4億米ドルの減少となった。輸入については、輸出と連動する品目への需要の減少を受けて、前年同期比39.0億米ドルの減少となった。
- ② サービス収支は、主に専門・管理コンサルティングサービスにかかる受け取りの増加が寄与し、前年同期比3.9億米ドル減少の19.0億米ドルの赤字となった。
- ③ 第一次所得収支は、主に非居住者による対内直接投資にかかる支払いの減少を受けて、前年同期比4.7億米ドルの減少の12.1億米ドルの赤字となった。
- ④ 第二次所得収支は、主に家族向けの補助や労働者にかかる対内送金の増加により、

前年同期比2.7億米ドル減少し、5.7億米ドルの赤字となった。

(2) 金融収支

- ① 直接投資は、5.5億米ドルの純資産の増加となった。このうち、居住者による対外直接投資、及び、海外投資家による対内直接投資は、それぞれ23.2億米ドル、17.8億米ドルの純増となった。
- ② 証券投資は、219.0億米ドルの純資産の増加となった。このうち、居住者による対外証券投資は、主にオンショアファンドや国内保険会社による海外の債務証券投資の増加を受けて、182.0億米ドルの純増となった。一方、非居住者による証券投資は、主に海外投資家による台湾株式の保有額の減少を受けて、37.1億米ドルの純減となった。
- ③ 金融派生商品の純資産は、主にその他金融機関による金融派生商品の処分損失にかかる支払いを受けた債務の減少を受けて、6.0億米ドルの純増となった。
- ④ その他投資の純資産は、主に海外における銀行部門のインターバンクローンや海外支店からの銀行借入の減少を受けて、136.3億米ドルの純減となった。

2019年の最初の3四半期の累計では、経常収支が469.6億米ドルの黒字、金融収支が405.2億米ドルの純資産の増加、中央銀行準備資産が91.8億米ドルの増加となった。

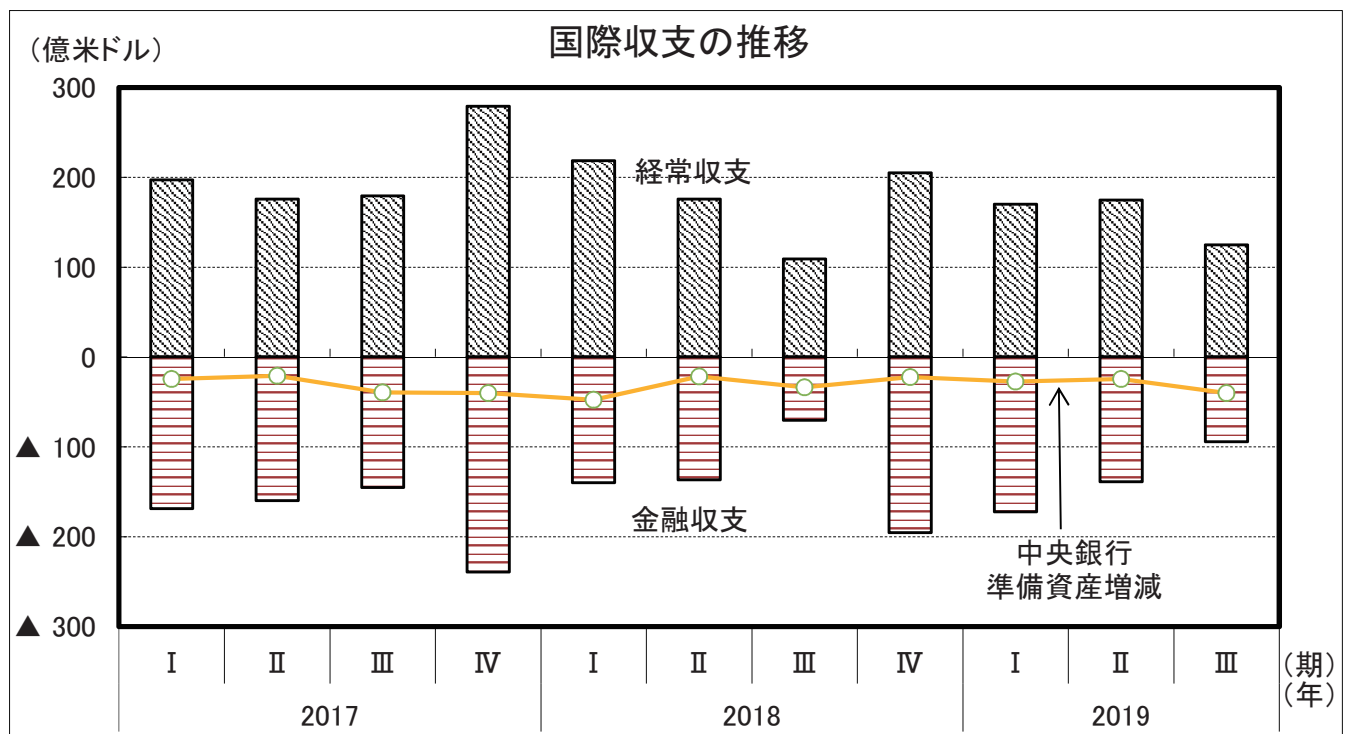
(了)

国際収支の推移

(単位：億米ドル)

	2017(r)				2018(r)				2019				
	I (r)	II (r)	III (r)	IV (r)	I (r)	II (r)	III (r)	IV (r)	I (r)	II (r)	II (p)		
経常収支	830.9	197.1	175.7	179.2	279.0	708.4	218.6	175.7	109.0	205.1	170.2	174.7	124.8
貿易収支	812.6	169.1	175.2	237.8	230.5	670.3	163.9	179.6	157.1	169.7	125.2	144.6	161.6
輸出	3,427.1	772.8	826.8	898.4	929.0	3,455.0	819.3	880.9	885.8	869.0	782.8	830.5	851.3
輸入 (▲)	2,614.5	603.7	651.6	660.6	698.6	2,784.6	655.4	701.3	728.7	699.3	657.6	685.8	689.7
サービス収支	▲87.2	▲20.3	▲23.2	▲29.4	▲14.3	▲66.2	▲13.9	▲23.3	▲22.9	▲6.1	▲9.9	▲12.4	▲19.0
第一次所得収支	147.0	58.5	34.4	▲16.4	70.5	137.5	77.6	26.6	▲16.7	50.0	62.7	48.2	▲12.1
第二次所得収支	▲41.4	▲10.2	▲10.8	▲12.7	▲7.7	▲33.2	▲9.1	▲7.3	▲8.4	▲8.5	▲7.8	▲5.8	▲5.7
資本移転等収支 (▲)	▲0.1	0.0	0.0	0.0	▲0.1	0.6	0.0	0.0	0.1	0.6	0.0	0.1	▲0.1
金融収支 (▲)	713.4	168.7	160.0	145.4	239.4	542.2	139.9	136.5	70.5	195.3	172.4	138.7	94.1
直接投資 (▲)	82.6	17.3	29.8	18.6	17.0	110.6	18.3	▲7.5	41.1	58.7	11.9	22.2	5.5
証券投資 (▲)	778.4	274.9	52.9	292.4	158.2	840.3	297.9	231.7	124.7	186.0	127.6	104.4	219.0
デリバティブ (▲)	▲5.0	▲4.0	1.4	▲1.0	▲1.4	16.4	▲0.0	4.6	10.5	1.2	▲2.3	18.6	6.0
その他 (▲)	▲142.5	▲119.4	75.9	▲164.6	65.6	▲425.1	▲176.3	▲92.2	▲105.9	▲50.6	35.2	▲6.5	▲136.3
中銀準備資産変動 (▲)	124.7	24.3	20.8	39.3	40.2	125.0	47.6	21.6	33.6	22.2	27.3	24.5	40.0

(出所) 2019.11.20 中央銀行発表 r : 修正値 p : 速報値



事業紹介「日台パートナーシップ強化セミナーについて」

日本台湾交流協会東京本部
貿易経済部

日本台湾交流協会では、日本企業と台湾企業とのビジネス交流を推進する「架け橋交流事業」を2013年度から実施しており、その一環として日本各地で「日台パートナーシップ強化セミナー」を2017年度から実施している。

【企業の海外展開における台湾の位置付け】

ビジネスのグローバル化の進展に伴い、日本企業の海外展開関心・意欲が高まる中、日本企業の

海外展開において、台湾がどのように位置づけられているかを考察する資料としては、ジェトロの「2018年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」が参考できる。

この調査によると、「現在、海外に拠点があり、今後さらに海外進出の拡大を図る」とした企業の中で、拡大を図る国・地域として、台湾を挙げた企業は昨年度調査より1.3ポイント上昇し21.3%（7位）であった（中国（55.4%）、ベト

表1：海外で事業拡大を図る国・地域（上位20カ国・地域）～ジェトロ調査より～

国・地域名	2018年度 (n=1,050)		2017年度 (n=938)		2016年度 (n=992)		2015年度 (n=895)		2014年度 (n=1,001)		2013年度 (n=1,119)	2012年度 (n=1,149)	2011年度 (n=1,602)
	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位
中国	55.4	(1)	49.4	(1)	52.3	(1)	53.7	(1)	56.5	(1)	56.9	59.2	67.9
ベトナム	35.5	(2)	37.5	(2)	34.1	(3)	32.4	(4)	28.7	(5)	29.6	25.9	20.3
タイ	34.8	(3)	36.7	(3)	38.6	(2)	41.7	(2)	44.0	(2)	47.0	41.2	27.9
米国	32.3	(4)	29.0	(4)	33.5	(4)	33.7	(3)	31.3	(4)	25.4	26.0	21.1
インドネシア	23.4	(5)	24.8	(5)	26.8	(5)	31.8	(5)	34.4	(3)	35.0	32.0	24.7
西欧	21.9	(6)	21.5	(6)	19.7	(7)	20.6	(7)	18.1	(8)	15.7	15.9	15.7
台湾	21.3	(7)	20.0	(7)	20.6	(6)	21.6	(6)	21.0	(6)	20.0	21.8	18.5
インド	20.9	(8)	18.2	(8)	18.5	(8)	20.1	(8)	16.1	(9)	19.2	19.4	21.8
シンガポール	15.0	(9)	17.1	(9)	17.7	(9)	16.1	(10)	19.3	(7)	18.3	17.8	14.0
マレーシア	14.2	(10)	14.0	(10)	14.7	(11)	15.5	(11)	14.8	(12)	15.4	15.7	12.2
韓国	13.6	(11)	12.6	(13)	15.0	(10)	16.5	(9)	15.9	(11)	17.2	18.8	18.8
香港	13.5	(12)	13.6	(11)	14.1	(12)	14.2	(12)	16.1	(9)	15.4	15.8	14.2
フィリピン	9.9	(13)	13.1	(12)	13.4	(13)	11.3	(14)	10.8	(13)	10.9	7.5	5.1
ミャンマー	8.7	(14)	10.2	(14)	12.7	(14)	11.5	(13)	10.1	(14)	10.9	-	-
オーストラリア	5.5	(15)	4.3	(18)	4.6	(19)	4.6	(19)	2.8	(21)	3.3	3.7	4.0
メキシコ	4.6	(16)	6.9	(15)	8.5	(15)	10.9	(15)	10.1	(14)	7.6	5.6	3.1
中・東欧	4.5	(17)	5.2	(16)	5.9	(16)	7.0	(16)	6.1	(18)	3.3	4.2	4.7
ロシア・CIS	4.1	(18)	4.1	(19)	4.9	(18)	4.1	(20)	6.2	(17)	6.5	5.8	6.9
カンボジア	3.3	(19)	4.8	(17)	5.2	(17)	6.0	(17)	5.3	(19)	5.4	-	-
カナダ	3.2	(20)	2.2	(23)	3.2	(22)	3.4	(21)	2.3	(24)	2.5	2.8	2.9
ASEAN6	67.3		69.2		70.5		73.2		73.5		74.8	69.0	56.3

〔注〕①2011年度、2012年度の母数は「新規進出と今後さらに海外進出の拡大を図る」企業のうち、拡大する機能について無回答の企業数を除いた数。2013年度以降の母数は「現在、海外に拠点があり、今後さらに拡大を図る」企業のうち、拡大する機能について無回答の企業を除いた数。

②ASEAN6は、シンガポール、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナムのいずれかを選択した企業。西欧、ロシア・CIS、中・東欧の内訳は選択肢の設定が無い。ミャンマー、カンボジアは2013年度以降のみ。2017年度以降の西欧は、英国、西欧（英国以外）のいずれかを選択した企業。

③各国・地域で一つ以上の機能を拡大する企業数の比率。一つの国・地域で複数の機能を拡大する場合でも、1社としてカウント。

（出典：「2018年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」P34）

ナム (35.5%) タイ (34.8%)、米国 (32.3%)、インドネシア (23.4%)、西欧 (21.9%)) が、2012年度～2018年度の間は6位から7位の20ポイントを越える安定した事業拡大ニーズが読み取れる。(表1)

また、同調査の今後の輸出方針に関する設問で「さらに輸出の拡大を図る」、「今後、新たに取り組みたい」と回答した企業のうち、輸出ターゲットとする国・地域として、台湾を挙げた企業は39.1% (5位) となっており (中国 (58.4%)、米国 (42.3%)、タイ (41.2%)、ベトナム (40.1%) に次ぐ)、2012年度調査時の24.8%から14.3ポイントの伸びを示している。(図1)

台湾に対する業種別関心では、飲食料品 (5位)、繊維・織物/アパレル (4位)、木材木製品/家具建材/紙パルプ (4位)、医療品・化粧品 (2位)、窯業・土石 (2位)、電気機械 (4位)、情報通信機械/電子部品・デバイス (4位) が上位になっている。

日本/台湾の品目別輸出入実績、上位100品目 (HSコード) については、協会発行の「2018台湾の経済DATA BOOK」(以下URL)を参照されたい。
<https://www.koryu.or.jp/Portals/0/keizai/databook/2018databook.pdf>

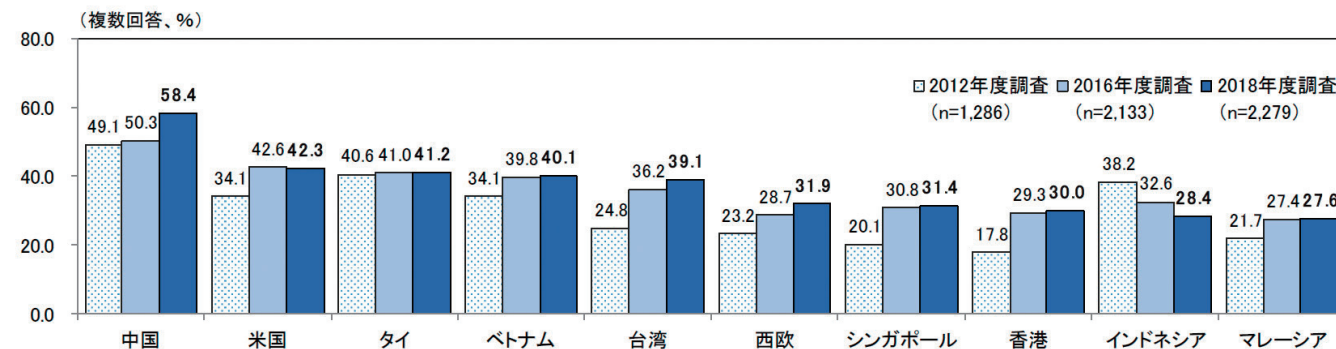
日本企業において台湾は重要な位置づけであることから、台湾の経済情勢、投資環境、市場についての最新情報のニーズは高く、これまでのセミナーアンケートでも「総合的に台湾情報を得ることができた」、「最新の情報を得ることができた」等基礎的な情報提供について前向きな評価が多かった。

【日台企業連携による第三国市場展開をテーマとしたセミナーの意義】

第三国市場展開における台湾企業の強みを分析し、日台連携による日本企業のメリット、補完関係のあり方を検証した調査は、2017年度と2018年度にわたり経済産業省からの受託で三菱総合研究所が実施しており、この調査結果を踏まえ、各地でのセミナーにおいてメリットを生む日台連携の可能性について説明している。

前出のジェトロの調査によると、海外展開を検討する企業にとってのビジネス上の課題として、「海外ビジネスを担う人材」(54.5%)、「現地でのビジネスパートナー (提携相手)」(54.2%)、「現地市場に関する情報 (消費者の嗜好やニーズなど)」(45.1%)、「コスト競争力」(36.9%)、「現地市場向け商品」(32.8%) が挙げられているが、本セミナーでは海外展開の経験のある台湾企業との

図1：今後の輸出ターゲットとする国・地域 (時系列) ～ジェトロ調査より～



〔注〕①母数は、今後の輸出方針で、「さらに輸出の拡大を図る」、「今後、新たに輸出に取り組みたい」と回答した企業数。

②2018年度で、今後の輸出ターゲット国・地域との回答比率上位10カ国・地域のみ掲載。

(出典：「2018年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」P25)

補完連携が、これらの課題解決や競争力強化につながる可能性について、事例を挙げて説明を行っている。

第三国市場展開での日台企業連携テーマについてのアンケートでは、「台湾とのビジネス連携の可能性を理解した」、「台湾には輸出しているが、第三国の連携もあるというのは新しい発見だった」、「ビジネスモデル構築に参考になった」等、セミナーでの情報が役に立ったとする意見を多くいただいております。台湾以外の国・地域への海外展開における日台連携の有する可能性への気づきを喚起している。

また、台湾企業とのマッチング等、より具体的な支援制度について解説を求める声が今年度の前

半のセミナーでも多く寄せられたことから、早速、後半のセミナーからは、当協会をはじめ、台湾側の日台産業連携推進機関である TJPO（台日産業連携推進オフィス）や TAITRA（台湾貿易センター）のサービスの紹介も行っている。

企業の海外展開支援が地域産業振興につながることも踏まえ、セミナー開催にあたっては、地域ニーズに根ざした情報提供となるよう、地方自治体や関連機関、また地方にネットワークを有するジェトロや中小機構等の企業の海外展開の支援機関等との協力・協働を得て、今後とも日本企業のニーズに即した有意義なテーマを取り上げて本セミナーを開催していく予定。

日台パートナーシップ強化セミナー 実施実績および実施予定

○2017年（7か所）

東京、宇都宮、川崎、高松、宮崎、名古屋、神戸

○2018年（10カ所12回）

佐賀、東京、青森②、福島・いわき、札幌②、新潟・三条、甲府、徳島、愛媛、大阪

○2019年度（12カ所予定含む）

富山、茨城、秋田、川崎、広島、千葉、郡山、沖縄、金沢、加賀、東京、大阪

②：2回開催



富山セミナー
2019年5月16日

会場：富山県総合情報センター
主催：日本台湾交流協会、ジェトロ
富山

テーマ（講師）：

- (1)台湾の経済概況とビジネス動向
（加藤康二・ジェトロ海外調査部
主査）
- (2)日台企業連携による第三国市場
開拓の可能性—ASEAN 市場開
拓のヒント—
（ディン・ミンフン・(株)三菱総合
研究所海外事業本部研究員）



千葉セミナー
2019年9月18日

会場：千葉商工会議所
主催：日本台湾交流協会、ジェトロ
千葉、TJPO、ちば海外ビジ
ネスサポートセンター

テーマ（講師）：

- (1)台湾の産業政策・一般概況
（加藤康二・ジェトロ海外調査部
主査）
- (2)台湾の産業政策及び提携の商機
（鄒宗勳・經濟部工業局電子情報
組科長）
- (3)日台企業連携による第三国市場
開拓の可能性～ASEAN 市場開
拓のヒント
（ディン・ミンフン・(株)三菱総合
研究所海外事業本部研究員）



沖縄セミナー
2019年11月19日

会場：なは産業支援センター
主催：那覇市（ジェトロ沖縄運営）
共催：日本台湾交流協会、台湾貿易
センター福岡事務所、TJPO

テーマ（講師）：

- (1)台湾企業と連携した市場開拓
（仲本正尚・(公財)沖縄県産業振
興公社台北事務所長）
- (2)台湾企業との連携創出の枠組み
（北条尚子・日本台湾交流協会貿
易經濟部次長）
- (3)台湾企業と連携した第3国市場
展開
（劉秀姿・台湾貿易センター福岡
事務所プロジェクトマネー
ジャー）
- (4)台湾企業と連携した第3国市場
展開
（ディン・ミンフン・(株)三菱総合
研究所海外事業本部研究員）

本件事業に関する問合せ先
公益財団法人日本台湾交流協会 貿易經濟部
03-5573-2600（代）

台湾茶の歴史を訪ねる 第十六回

(16) 初期台湾茶業に貢献した日本人
～藤江勝太郎と可徳乾三（2）

須賀 努（コラムニスト／茶旅人）

今回は藤江の人生と可徳の一部を紹介して紙面が尽きた。今回は九州茶の恩人、可徳のシベリア、そして台湾行にスポットを当て、藤江との関係についても紹介していきたい。併わせて、なぜ磚茶という茶を製造する必要があったのか、その背景と台湾についても少し触れてみることにした。

漢口からシベリアへ

可徳乾三と藤江勝太郎はほぼ同じタイミングで漢口に茶業留学していたと思われ、この時代にあって、同じ目的を持った日本人茶業者同士（しかも双方ともに日本国内では既に有名な存在だった可能性もあり）であれば、何らかの接点が生まれるのはほぼ必然であり、この二人は少なくともこの異国の地で出会っていた、と筆者は勝手に考えている。それが後に台湾での再会？に繋がっていくことになるのであれば、何ともドラマチックな展開だが、それを示す資料は現時点では全く見当たらない。

漢口から帰国後、1889年に遠江国三方原（現在の静岡県浜松市）に紅茶伝習所が開設されたが、その教師として可徳が招かれていることも注目値する。わざわざ茶業の本場静岡が製茶教師を外部から招聘していることから、既に全国的にその名が知られる存在であったことは十分に推測できる。

実は既に述べたように藤江勝太郎は静岡に日本烏龍紅茶会社を設立しており、その藤江を差し置いて九州からわざわざ招聘されたのは、よほどの実力が認められていたからだろうか、静岡にはない新技術を持っていたからだろうか。はたまた藤江自身の引きがあったのだろうか。

因みに三方ヶ原と言えば、戦国時代、上洛する



湖北省漢口 東方茶港の碑

武田信玄を徳川家康が迎え撃って惨敗した場所ではなかったか。そのような場所で製茶が行われていたことも興味深い。今は茶業が行われているのだろうか。是非日本でも有数の優良茶を産する浜松を茶旅したかったが、今回は残念ながら間に合わなかった。

1894年、可徳は、元農商務省次官で、明治政府の殖産興業を政策立案し、実践した中心人物、前田正名の呼びかけで設立された九州茶業会に加わって活動の幅を広げていく。前田は京都の養蚕業などと並び、九州の茶業の将来性にも目を付けており、その当時九州茶業界で名を馳せていた可徳と結びついたことになる。

前田が高橋是清に贈った言葉が伝わっている。「わが為には苦勞はせぬが 恋し日本に苦勞する

たった一つの糸柱 それに並んで茶の柱 あぶない日本のその家に 四千万のこの民が 住まいするの知らないか 前田正名」これを見る限り、かなり志の高い人物に見受けられ、同時に養蚕と茶業を柱と考えていたことが分かる。

全くの余談ながら、この前田正名に心酔し、彼の殖産興業、地域振興を説く全国行脚に同行した人物がいた。若き日の三好徳三郎である。三好は京都の老舗である辻利の出であるが、かなり奔放な生き方をしており、その中で前田に出会い、その精神を含めた産業政策など、多くの教えを学んだという。

更には前田に同行する中で、伊藤博文、山形有朋、松方正義、樺山資紀などの知遇を得ており、辻利の販路開拓のための台湾進出にも大いに役立ったはずだ。後には一介の茶商ではなく、『台湾の民間総督』と呼ばれるまでの存在になったのも、きっかけは前田との出会いだったことは間違いない。台湾で名を馳せた三好徳三郎と九州茶の可徳乾三は、後に同時期を台湾で過ごしている。共に茶業に携わった2人、彼らは前田正名のことなど、何かを語り合う機会があっただろうか。そして最後はどちらも台湾で亡くなっている。



日本時代 台北 辻利茶舗

ロシア市場開拓へ

可徳乾三は1896年、九州茶業会の委嘱を受けてシベリアでの販路調査に出掛けている。同行者は同じ熊本県人の中川正平、阿倍野利恭ら。ウラジオストク、ハバロフスク、ニコライエフスク、イルクーツクなどの各都市を視察した。ロシアは自国にはほぼ茶園を持たない、世界でも最大級の茶葉消費国であり、常に茶葉輸出の一大市場と目されていた場所である。清朝が弱体化したその時、日本からの茶葉、特に中国風紅茶及び磚茶輸出に商機を見出したのではなかろうか。

尚中川正平は熊本県山鹿の出身。可徳同様、初期に紅茶伝習所で紅茶製法を学び、紅茶輸出では可徳のパートナーにもなってシベリア市場開拓に努めている。1899年には可徳らと肥後製茶合資会社を設立し、自ら社長兼工場長に就任。同時にそれ以前から緑茶製造にも力を入れており、『岳間茶』をブランドに押し上げ、国内の製茶品評会で度々入賞するなど、こちらは熊本茶業の恩人と呼ばれ、後世に名を遺した人物である。可徳の名が後世埋もれてしまったのは、このような分かり



中川正平氏



キャフタ モンゴル ロシアの茶貿易ゲート



キャフタ博物館に残る磚茶

やすい実績がなかったからだろうか。

更に可徳は 1898 年に再度自費でロシアに渡り、シベリアからモンゴル一帯を巡り、紅茶や磚茶の売り込みを図り、成果があったと言われている。この時茶業組合中央会議所からウラジオストク出張所常務員を委嘱され出張所を開設、国産紅茶の販路拡大に大いに努めている。この頃には既に可徳乾三の名は日本茶業界に響き渡り、静岡のアメリカ向け緑茶に対して、アジア大陸向けの九州紅茶が勃興していった。東の大茶商、大谷嘉兵衛と並び称されることすらあったという。まさに可徳は明治期の九州茶を支えた人物、恩人であったといえるのではないだろうか。

ところで当時のロシア、シベリア地域の茶事情とはどんなものだったろう。シベリア地域で茶を飲む習慣が普及したのは、1727 年に清朝とロシアが結んだキャフタ条約以降のことと考えられる。この条約の結果、福建省の紅茶などの他、湖南・湖北で作られた、輸送に便利な磚茶がシベリア経由で運ばれるようになり、いわゆる万里茶路は茶のシルクロードとなっていく（万里茶路は 1905 年のシベリア鉄道開通により、その役割を終えたと言われており、ちょうど可徳らが売り込んだ直後のことであった）。

この万里茶路の開通により、遊牧民にとって携

帯が便利で、肉の消化にも役立ち、ビタミンなども摂取できる磚茶の普及が進んだ。これが習慣化し、後には磚茶がなければ生活できないという程に普及していくが、ロシアにはほぼ茶畑はなく、全てを輸入に頼らざるを得なかった。そこに茶畑を持たない、世界でも最大級の市場があったのであり、茶商はそこへの売り込みに余念がなかった。後発の日本茶業もこの市場への食い込みを常に狙っていたのである。

可徳の転機

1900 年前後、九州とシベリアを行き来していた可徳は、茶の輸出に尽力するとともに、自らも紅茶や磚茶の製造を行い、シベリアでの商売を広げていたという。だがその時期は数年前に日清戦争があり、その後の三国干渉、ロシアの中国東北部への進出など、政治・外交的には極めて難しい局面であったはずだ。可徳はこの時勢を一体どのように読み、貿易を展開したのであろうか。

可徳はウラジオストク出張所に阿倍野利恭を支配人として置いて活動した他、ハバロフスクには独力で可徳商店を開き、支配人として同じ熊本出身の西峰次に店の運営を任せ、語学や貿易の実務研修のために渡航していた 4 名の青年に、紅茶や磚茶の輸出業務をさせていた。この可徳商店で働



ロシア ウラジオストク駅



モンゴル 信仰の供え物としての茶

いていた若者は、可徳の親戚であった工藤左一らが郷里で設立した合志義塾出身者であり、可徳は単なる商人ではなく、人を育てることに重きを置いた、教育者、指導者であったとも言われている。

可徳自身は九州のため、日本のために茶葉を売るといふ目的のみでシベリアに進出していたと思われ、政治的、外交的な意図はなかつただろうと筆者は信じている。だが阿倍野利恭には対口諜報活動という茶業以外の目的があったと言われており、そのあたりの事情は熊本出身で京都大学名誉教授の山室信一氏の『アジアびとの風姿』（人文書院）の中に、詳細が書かれている。日露戦争前夜のシベリアで茶が絡んだ熾烈な歴史が展開されていたとすれば、それはそれで実に興味深いアナザーストーリーであろう。

因みに阿倍野は日露戦争に従軍し、その後熊本に戻り、熊本県茶業組合長や九州磚茶株式会社を創業、可徳と共に紅茶や磚茶の輸出再興を計ったが、残念ながら失敗に終わったらしい。彼は単に可徳を利用して諜報活動を行っていた訳ではなく、九州の茶業にも尽力していたことはこの点からも窺われるが、その辺の細かな事情を現在つかみ取ることはかなり難しくなっていると云わざるを得ない。

可徳にとって不幸だったのは、日露が戦闘状態

に入ったこと。当然ながら商売は停滞して、在留邦人も皆引き揚げてしまう。戦後に再起を図るために、ロシア、モンゴル、中国を駆け巡るも機を逸しており、またもや資産を失ってしまう。そんな可徳が最後に辿り着いた先が台湾だったのだ。

藤江と可徳の関係は

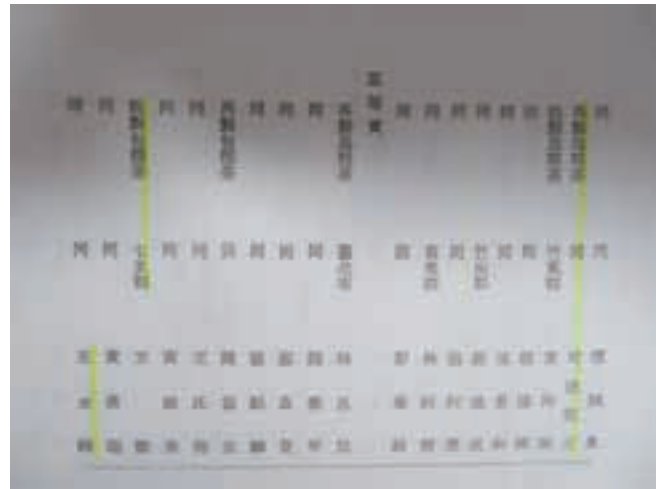
なぜ可徳乾三は台湾に渡ったのだろうか。その記録は見付かっていないが、個人的には台湾の製茶試験場を立ち上げた初代場長、藤江勝太郎との関係ではないかと、勝手に睨んでいる。シベリアの茶業が破たんし、その挽回が難しくなっていた可徳に、台湾での紅茶製造の仕事で手を差し伸べたのは藤江であると考えられる。

それは製茶試験場を出て、実質的に藤江が立ち上げた日本台湾茶株式会社に入社したという事実だけでもその関係性は十分に見て取れるのではないだろうか。恐らくは藤江は可徳の製茶技術を十分に認めており、自らが心血を注ごうとした台湾での紅茶事業に欠かせない人材として招聘したに違いない。

台湾時代の可徳に関する資料は殆ど残ってはいないと考えられる。ただ日本台湾茶株式会社に入社した可徳について、同時期に同社で販売担当として働いており、後に台湾中部魚池に渡辺茶園を



台湾 桃園 日本台湾茶株式会社があった付近



1922年 全台湾製茶コンテスト 2等賞

開き、アッサム種による紅茶製造を試みた渡辺伝右衛門が以下のように書き残している（既に連載第2回で引用しているが再掲）。

『社内の最年長、そして紅茶製造の第一人者であった可徳乾三氏は台湾紅茶製造の新境地を切り開いた。その萎凋・発酵方法は中国式製法を援用しているが、可徳氏の製法は独特で、海外市場での売値は平均より高かった。茶葉は台湾北部の在来種を使って紅茶を作っていた』という。

その可徳独特の製茶法とは一体どんなものだったのだろうか。前述したあの漢口で編み出したという『袋踏法』のことなのだろうか。紅茶や磚茶に高い製造技術を持っていた藤江と可徳は、お互いにこの新会社で、製法に関する熱い議論を交わしたのだろうか。それとも藤江は経営者に徹して、製造は可徳に任せただろうか。

ただ残念なことに、藤江と可徳が台湾で一緒に働いた期間は1年にも満たなかったようだ。既に藤江の項で述べた通り、その紅茶製造は何らかの理由で失敗し、藤江は失意のうちに帰国してしまった。二人はこの間、どのような言葉を交わしたのだろうか。可徳が止まないシベリアへの茶の輸出を強く語り、藤江がそれを受け止めていたのだろうか。

可徳は同社で6年間勤務後、定年退職して安平

駅（現在の埔心駅）前に梅花園という茶舗を開いた。自ら紅茶を作り、その品質は日本内地にまで評判になっていたらしい。一方で1922年に茶商公会が全台湾規模で実施した製茶品評会で、再製烏龍茶という部門で二等賞を獲得している。恐らくこれは隠居老人の趣味で作られたものだと思うが、やはり彼は生涯製茶の人だったということだろう。

日本での磚茶の歴史

ところで九州では、いや日本ではいつから磚茶というものが作られていたのだろうか。静岡県茶業史によれば、日本磚茶製造の始まりは明治初期、日本紅茶の祖とも呼ばれる多田元吉が磚茶製造機を中国から持ち帰ったこととしている。東京磚茶商會が設立され、ロシア向けに販売されたのが1880年だと言われている。

その頃、熊本県は県内にあった豊富な山茶を利用して、中国風紅茶及び磚茶製造を奨励し、伝習所を通じて農家に広め、その費用補助も行ったという記録があるが、それは前田正名の提唱した地域振興策の一環であろうか。そして可徳の提言によるものかどうかは定かではないが、少なくとも中心的で、重要な役割を担っていたのが彼であることは十分に考えられる。日露戦後には九州磚茶



湖北省 現代の磚茶製造機械

株式会社が設立され、九州茶が輸出された様だが、品質問題と代金回収問題などでうまくは運ばなかったようだ。

大正時代に入り、1910年代全国でまた磚茶作りが始まる。1917年には静岡でも静岡磚茶会社が設立されている。ところがロシアに革命が起こり、また日本でも物価高騰でコストが上昇するなど、この磚茶事業もうまくは行かなかった。この頃蒙古では磚茶が貨幣の代わりになる価値を持っていた、などという記述に遭遇すると、その必要性が理解できる。

余談ながら、司馬遼太郎は『草原の記』の中で、『清国商人は、茶をモンゴル人に売ることによって、遊牧という金銭無用のくらしのなかに貨幣経済を注入した』といい、『かれら（モンゴル人）は茶を得るために、清国人の高利貸から、羊などを担保にして金を借りることになる。・・・多くのモンゴル人は、牧畜という、唯一のよるべをうしなって流浪した』と記している。

そして中国に辛亥革命が起こった際、モンゴル

は独立を宣言してロシアを頼ることになる。更に司馬は『かれらが社会主義をえらんだ（1924年に世界で2番目の社会主義国家設立）のは、マルクスのいう歴史の発展の結果ではなく、ただ漢人から草原を守りたかっただけ』と述べている。そこにはこの遊牧民の恨みとの関連が窺われ、その原因に茶が関与していることは注目すべきことではないだろうか。

1937年の日中戦争勃発後、蒙古地区を抑えていた日本軍は、この地区の磚茶需要を満たすため（磚茶を飲まない和生活できないという人心を掌握するため）、静岡に東亜製茶、宮崎に昭和産業宮崎製茶所という国策会社が作られ、磚茶製造が行われたという歴史がある。1942年には1500トンもの輸出があったとの記録もあった。

戦局がひっ迫した1943年には台湾にも台湾磚茶株式会社が設立され、満州向けに茶葉を輸出していた茶業者が中心となり、磚茶の製造が始まったという。正直この会社の詳細は不明であるが、茶商公会のメンバーが名をつらねている国策会社には違いなく、1945年に終戦を迎えると、台湾茶葉企業という会社に引き継がれ、その役割を終えたようだ。尚この台湾茶葉企業が1949年に茶業誌に出した広告を見ると、『磚茶の内外貿易及び委託加工を行い、磚茶製造所を有している』となっているから、台湾でも相応に磚茶が作られた時期があるのかもしれない。

一般には殆ど知られていないが、磚茶とはロシア・シベリアという魅力的な大市場を攻略する一大商品であり、またモンゴル向けの戦略的物資であり、世界の変動と茶の歴史が密接に絡み合って、何とも興味深く、その話は尽きない。

第3回：台湾企業とのものづくり連携による「ASEAN」市場への展開 ～茨城県企業の台湾アライアンス事例①：株式会社 Doog（ドーク）

昭和女子大学ビジネス研究所 根橋玲子
法政大学グローバル教養学部 福岡賢昌

1. はじめに

日本台湾交流協会では、中小企業を主な対象とした日台間のビジネス連携創出のための「日台産業協力架け橋プロジェクト」を、平成25(2013)年度から TJPO（台日産業連携推進オフィス）と連携して実施している。協会独自でセミナー、商談会、展示会事業等を実施する他、台湾との連携事業を企画する団体への支援も行っている。

本連載「台湾と繋がる地域産業～地場産業クラスターや地域企業の事例から」では、日本台湾交流協会による支援のもと、地方自治体や地方公共団体が主体となり行われた事業のうち、台湾企業とのアライアンスに成功した日本の中小企業や関連機関等のキーパーソンへのインタビューを実施している。第1回目（「交流」8月号）「日台産業協力架け橋プロジェクトによる日台企業アライアンスの創出」では、日本台湾交流協会の展示会出展事業を活用した日台企業と、「日台産業協力架け橋プロジェクト」の台湾側カウンターパートである TJPO がマッチングを行った日台企業の連携事例を取り上げた。また、第2回目（「交流」10月号）「地域活性化に資する海外産業クラスターとの連携戦略～ジャパン・コスメティックセンターの取り組み事例」では、日本台湾交流協会事業や台湾側のカウンターパートである TJPO を活用しつつ、台湾のコスメティッククラスターとの産業連携を成功させた佐賀県唐津市役所の事例を紹介した。

連載第3回目となる本稿では、日本台湾交流協会の事業や茨城県内の支援機関の機能を活用しながら、積極的に台湾側の支援機関や企業とビジネ

スマッチングを行う茨城県内企業の事例を取り上げる。本稿は、ジェトロ茨城木ノ本所長（以下、木ノ本氏）、榊原係長（以下、榊原氏）への10月29日付ヒアリング、株式会社 Doog（ドーク）城吉（くによし）宏泰取締役（以下、城吉氏/シンガポールにある子会社の現地責任者を兼務）、管理部伊藤茜氏（以下、伊藤氏）への11月1日付ヒアリング、株式会社つくば研究支援センター高田青史氏（以下高田氏）への11月27日付ヒアリング及び各社資料から纏めたものである。

2. 「架け橋プロジェクト」と「RIT 事業」を活用し、台湾企業との協業に成功～Doog 社の事例

（1）Doog 社の事業概要

株式会社 Doog（ドーク）（以下、Doog 社）は、人や物を載せて自動で動く「移動ロボット」の設計開発製造を行う企業として、安全・効率・柔軟な性能を実現するロボットの開発に注力している。Doog 社の製品は、ロボットに搭載したセンサから得られた情報を独自のアルゴリズムで処理することにより、安全・俊敏な走行を実現している。経営陣は代表取締役の大島章氏（以下、大島氏）、取締役副社長岡本昭次氏（以下、岡本氏）、城吉氏の他、創業以来技術顧問として同社を支えた、芝浦工業大学特任教授・筑波大学名誉教授である油田信一氏を、非業務執行取締役として迎えている。

Doog 社の開発製造する移動ロボットには、「運搬型ロボット」と「搭載型ロボット」がある。運搬型ロボットは、運搬作業をより効率的かつ安全に行うために開発されたものであり、「前方の人

や台車への自動追従機能」と「再起反射テープによる無人ライン走行機能」で人の運搬作業を補助する。これらのロボットは、既設設備や作業工程への導入が簡単であることが利点であり、ラインを大幅に変えずに生産性を上げられることが、顧客メリットに繋がっているという。また、屋外を含む多様な環境で使用可能であり、現場の頻繁なレイアウトの変更にも対応できる。

運搬型ロボットには、標準機の「サウザー」と、大型機の「サウザージャイアント」がある。「サウザー(THOUZER)」シリーズは、「ジャイアントシュナウザー」のような大型使役犬をイメージし、その追従能力と従順さを兼ね備えた「使える」運搬ロボットを目指して開発された。これらのロボットは、現場で実用できる「ロボット機能」と「機動力」に優れており、今後さらに現場に合わせたラインナップの拡充を進める予定である。

一方で、搭乗型ロボットは1人乗りの「ガルー」と2人乗りの「モビリス」が事業化されている。

図1 Doog (ドッグ) のロゴ



出所：Doog 社による

図2 人間の友達「犬」をイメージした「サウザー(THOUZER)」のロゴ



出所：Doog 社提供

自動追従機能を有する「ガルー」はシンガポールのチャンギ空港に、無人ライン走行機能を有する「モビリス」は、日本の富士急ハイランドに、それぞれ導入されている。

図3 カンガルーをイメージした「ガルー(Garoo)」のロゴ



出所：Doog 社提供

図4 リスをイメージした「モビリス(Mobilis)」のロゴ



出所：Doog 社提供

表1 Doog (ドッグ) の会社概要

企業名	株式会社 Doog (ドッグ、Doog Inc.)
代表者	代表取締役大島章氏
設立	2012年11月26日
本社住所	〒305-0031 茨城県つくば市吾妻3丁目18-4 A棟1F
資本金	3,300万円
業務内容	車輪型移動ロボットの開発製造販売
国内外拠点	土浦倉庫住所 〒300-0817 茨城県土浦市永国28 海外子会社 Doog International Pte. Ltd. 住所 140 PayaLebar Road #05-07 AZ @ PayaLebar Singapore 409015
ウェブページ	https://jp.doog-inc.com/

出所：同社資料及びウェブページによる

Doog社は現在、産業界や公共空間において業務支援を行う移動ロボットの商品企画設計およびコア技術であるソフトウェア開発を軸とした事業を展開している。同社では、あらゆる業界の人々が笑顔で幸せに働けるよう、業務効率の向上を目指しており、サウザーシリーズを、現場に応じた様々なカスタマイズが可能とするベースユニットのかたちで提供している。

Doog社の使命は「どのような志でビジョンを実現するか」を常に考え、「現場で役立つ実用的な技術を社会の隅々まで効率的に届ける」ことであり、目指す姿は「新しい価値観や体験を生み出し、お客様の期待を超えて期待に応え続ける」企業になることである。

また、Doog社は、「どのような価値観を持ってビジョンを実現するか」に重きを置き、「人に愛される価値を生み出すために、顧客起点で考え、本質の理解とチームワークと個人の創造力とを融合させ、誠実さを絶やさず仕事に取り組む」ことに注力している。さらに会社の未来を、「どのような成長でビジョンを実現するか」という視点で考え、「技能・倫理観・共生力を高め続け、時代の変化に合わせた社会貢献を模索することで常にお客様に選ばれ続けることを喜び」としている。

①設立の経緯

Doog社は、国の研究所や大企業の研究機関が集積する茨城県つくば市で設立された。代表取締役の大島氏と城吉氏は筑波大学第三学群（現：理工学群）工学システム学類の同級生で、学生時代ロボットサークルに所属する仲間同士であった。当時、そのロボットサークルは学外からも注目されておりNHKからも取材を受けたことがあった。二人は知能ロボット研究室に所属し、その後、修士課程に進学するとロボット関連の研究を行った。そして2008年、修士課程一年の時に、愛知万博のロボット関連事業に参加。翌年、大学院を修

了すると、二人とも株式会社日立製作所に入社し機械研究所に配属された。その機械研究所では、大島氏はロボット研究、城吉氏は自動車関連研究（移動ロボット、運搬ロボット等）に携わった。城吉氏によれば、この時の研究活動がDoog社での開発に役立っているという。大島氏は日立製作所を3年で退職すると筑波大学やそのOB等の研究者に声を掛け、2012年11月に株式会社Doog（ドーク）を創業した。

Doog（ドーク）という社名には、3つの意味がある。それらは同社の強いものづくりへの意思表示となっている。1つ目は「道具（どうぐ）」に由来している。つまり、「道具として役立つ」ロボットの開発を目指すということである。2つ目は、DoogがGoodのアナグラムであり、自社の高い技術水準に裏打ちされた優れた性能のロボットを開発するということである。3つ目は、Dog（ドッグ）であり、「人」の思いをくみ取って、「人」に寄り添うペットである「犬」のようなロボットを理想としていることである。

社名からも分かるように、株式会社Doog（以下、Doog社）の創業の精神は、「道具として役立つ移動ロボットで人々を笑顔に」である。同社が開発した移動ロボットは「人」を重視しており、人の仕事や生活に寄り添い、近くにいっても違和感がなく、安全かつ確実な動作を行うロボットである。今後、同社は、独自のロボティクス技術、センサー技術を、人々の幸せと笑顔のために活用したいと考えている。

②Doog社製品の開発製造、そして台湾に供給先を求める

Doog社製品は、動きの滑らかさが特徴である。こうした高い自社技術を持ったDoog社であるが、成功への道のりは決して平坦ではなかったという。というのは、当初Doog社は、イベント用のアミューズメントロボットとして、現在の追従

型ロボットの原型となる「カルガモ隊」という、カルガモの雛のようにお供するロボットを製造し、たが、アイキャッチにはなったものの、大きな販売には繋がらなかったからである。しかし、追従型カルガモロボットで、同社のロボットの追従性能や操作性をアピールすることに成功すると、次第に顧客から用途開発のニーズが寄せられるようになっていった。さらに、追従型ロボットの改良に伴う製品試作の段階では、当時から少しずつ普及しつつあった3Dプリンターも追い風となったという。なぜなら、顧客ニーズに合わせて、3Dプリンターで何度も試作を繰り返すことができたため、製品化までの時間が短縮されたからである。

2014年、当時から海外展開を志向していた城吉氏が、取締役として事業に参画。米国から輸入していた追従型ロボットに使用するベースの部分（ロボットの動力を担う重要なパーツ）について、納期とコストの問題から米国企業のOEM先である台湾企業との直接取引の検討を開始した。そこ

写真1 本社前でガルー（左）、サウザー（右）と（左が伊藤氏、右が城吉氏）



出所：筆者撮影

で、2016年、城吉氏は台湾に滞在し取引企業を捜し歩く。ベースは安定性が重要であり、パワーのあるモーターの使用が不可欠である。城吉氏は、こうした条件を満たすのは、電気を動力とする機械メーカーではないかと考えた。その結果、やっと条件の合う台中の機械メーカーA社を見つけた。結果、この台湾企業から、少量ではあるが定期的にベースの輸入を行うようになり、サウザーの安定供給を実現することとなった。

また、2017年には、現在、総務や渉外、広報を担当する伊藤氏が、Doog社に入社した。伊藤氏も筑波大学の出身であるが、つくば市役所で産業支援を行っていた経歴を持つ。当初は支援機関の担当者としてDoog社に関わっていたが、同社の経営理念に共感し入社したという。

そして、2016年夏、ジェットロ茨城からの紹介を受け、Doog社は日本台湾交流協会のTAIROS（台北国際ロボット・スマートオートメーション化展）の展示ブース出展支援事業に参加した。その際、Doog社がベースを輸入する台湾A社を訪問し、担当部長と今後のビジネスについて意見交換を行った。それまでA社は、Doog社を「定期的に動力部分を小ロット輸入する日本の一企業」としか見ていなかった。しかし、城吉氏からDoog社のロボット事業の説明を受けると、俄然協力的になったという。そして、A社はDoog社の正式なサプライヤーとなり、長期の売買契約を締結することとなった。以前、Doog社はA社の汎用品を輸入し、日本で再加工や調整を行っていた。しかし、訪問後はA社の協力により、Doog社向けに加工、調整を行ったベースが出荷されるようになった。また、2016年度に開催されたジェットロ地域間交流支援（RIT）事業の、台湾企業招聘プログラムの機会も得て、A社経営陣もDoog社へ来訪した。

なお、サウザーシリーズの場合、製品に使用するパーツの一部は、県内金属加工業者に製造・組

写真2 日台アライアンスによるベースユニット開発（サウザー）



出所：Doog 社提供

立を外注している。これらのパーツを、台湾 A 社から輸入したベースに取り付け、ソフトウェアを搭載するなどの工程を Doog 社の土浦倉庫で行い、ベースユニットとして出荷する。こうした製品設計は、ベース部分の再加工・調整工程を台湾側で担うようになって、初めて実現したという。

③海外への販路開拓～台湾企業との協業製品が ASEAN から世界に広がる

Doog 社は台湾企業との協業によるサプライチェーンの確保と、自社ソフトウェアを組み込んだ装置をブラックボックス化することで、海外の販路拡大へと駒を進めた。

2015 年、Doog 社が「国際ロボット展」に出展すると、シンガポール・チャンギ国際空港（以下、チャンギ空港）の担当者が同社ブースに立ち寄り、荷物運搬用のロボットに関心を示した。城吉氏はこの時、自社の搬送ロボットの海外展開の可能性に手応えを感じたという。

以降、チャンギ空港から定期的にコンタクトがあった。そして、2016 年、安全利用の為の検証を

行いたいというリクエストがあり、検証用の試験機を 1 台納入することとなった。さらに翌年、実証実験が終わったチャンギ空港から正式に 6 台の発注があり、それを契機に、満を持して海外への製品輸出を本格的に開始した。現在では、追加導入の機体を含めた 10 数台のサウザーが、チャンギ空港内で稼働している。

本格的に製品を海外展開するということは、現地でのアフターサービスが必要になるということである。そこで、Doog 社は、シンガポール EDB の支援により、2017 年 5 月 26 日付で、現地法人（シンガポール子会社）を設立した。2019 年 11 月現在、マネージャーを含め現地人材を 5 名採用している。なお、設立にあたっては、ジェットロシンガポール事務所にも支援を仰いだという。

2019 年上半期には、1 人乗りの空港向けパッケージ製品「ガルー」が、シンガポール子会社である Doog International Pte. Ltd. から製品化された。ガルーはチャンギ空港からの「物だけでなく人も運搬できないか」というニーズがあり、それに応える形で製品化が実現されたものである。これまでは、高齢者や障がいを持つ乗客の出迎えの際に、空港スタッフが待機して車いすで移動を補助していた。しかし、一度に出迎える人数が多い場合には、空港スタッフの負担が大きかった。そのため、1 名のスタッフが複数台を同時運行し、追従走行によって搭乗ゲートや入国審査への移動などに活用できる製品の開発は急務だったという。そこで、Doog 社は、空港スタッフが所持するスマートフォンから簡単に操作可能な設計と、空港で違和感がなく乗客にも好感を持たれる未来的なデザインを提案すると、チャンギ空港での採用が即座に決定された。また、「ガルー」がリリースされると、国内外の複数の空港関係事業者から多くの問い合わせを受けるようになり、現在では、様々な国や地域で、現場導入・実証が進んでいる。

現在、チャンギ空港では、物の運搬用ロボット

写真3 未来的なデザインを採用した「ガルー」～スタッフの負担軽減だけでなく、搭乗者のワクワク感も追求。



出所：Doog 社提供

であるサウザーと、人の運搬用ロボットであるガルーの両方が採用されている。また、シンガポールでは他に図書館でも「サウザー」が採用され、無人走行する返却用ブックポストとして活用されているという。

④「台北自動工業化展 (Taipei Automation) 2019」 出展～台湾販売代理店との交渉

Doog 社の岡本氏と城吉氏は 2019 年 8 月 21 日～24 日、台湾の南港展覽館で開催された「台北自動工業化展 (Taipei Automation) 2019」の日本台湾交流協会ブースに参加した。というのは、台湾での販路拡大と販売代理店開拓を検討していたからである。Doog 社はこれまで台湾向けに製品を輸出していなかった。その日本台湾交流協会ブースには、日本の FA (自動化設備) やロボット技術などの日本企業 8 社が出展し、台湾企業から高い注目を浴びた。

この会場では、日本台湾交流協会、台日産業合作推動辦公室 (TJPO) 共催による「日本の最新 FA・ロボット化事情セミナー及び日台企業交流会」が開催され、日本の FA・ロボット化の政策並びに Sier に関する取り組みも紹介された。また、Doog 社の他に自動工業化展に出展している日本企業 4 社¹ からのプレゼンテーションもあり、台

写真4 「台北自動工業化展 (Taipei Automation) 2019」日本台湾交流協会ブース



出所：日本台湾交流協会提供

写真5 台湾機関主催「新製品発表会」プレゼン (奥に城吉取締役、手前にリュックを背負う高橋コーディネーター)



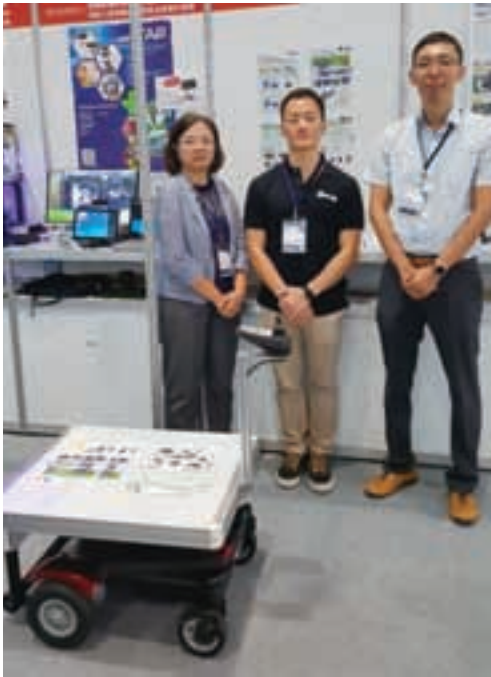
出所：日本台湾交流協会提供

湾との企業交流会も行われた。また、同日午後には Doog 社を含む出展企業 8 社が台湾企業と個別商談会を行った。展示会主催機関の新製品発表会でも、城吉氏は製品プレゼンテーションを行ったが、その後の商談会場では多数の台湾企業から引き合いがあったという。

この展示会参加とセミナー・商談会において、Doog 社は台湾市場での販売代理店候補を複数見

1 Doog 社の他には、株式会社富士精密 (特殊ナット)、4D センサー株式会社 (形状及び変形計測装置)、株式会社ライワークス (溶接ロボット支援システム)、株式会社フレックラム (治具・金型) がプレゼン発表を行い、フレックラム社は、台湾初公開の金型技術を発表、聴講者に好評を博していたという。

写真6 台湾自動化展でのブース出展



出所：日本台湾交流協会提供

つけることができた。現在、それらの代理店候補と交渉を継続しながら、台湾の顧客向けにマーケティング活動を開始している。

Doog社の海外展開戦略は、販路を市場ベースで考えている。そのため、各国の販売代理店はそれぞれの国内市場での販売に限定している。また、シンガポール以外の海外市場、例えば、オーストラリア、ニュージーランド市場においてもシンガポール子会社と契約した現地代理店が営業活動を行っており、韓国市場においては日本のパートナー経由で製品を販売しているという。

⑤海外での開発経験が国内の顧客と繋がる～国内向け搭乗型新製品「モビリス」開発

2019年3月23日、富士急ハイランド内の新アトラクション「無限廃坑」が開業。そのアトラクションでは、トロッコの装飾を施した形で同社の「モビリス」(ver2)がベースユニットに使用されている。この単独自走式モビリティロボットが営業運行するのは国内初の事例であったため、国内

外から注目を浴びた。このアトラクション設備では、自走式ロボットが床に貼ったマーカータを読み取り、加減速・停止・発進・後進・回転等様々な動きを実現する技術が活用されている。コース変更等は床の反射テープを貼りかえるだけで簡単に行えるため、安全性を確保しながら保守作業も定期的に行えるメリットがある。

先述した一人乗りの「ガルー」は、シンガポール・チャンギ国際空港からのニーズで開発された製品であるが、二人乗り用の「モビリス」は、「あらゆる状況の人々が行楽を満喫するための乗り物」をコンセプトとして開発されたロボットである。そのため小さい子供からシニアの方々まで快適に楽しめることを念頭におき、2人が横に並んで乗車できるベンチタイプのシートを採用した。顧客がライドアトラクションにモビリスの採用を決めた主な理由は、走行ルートはテープの貼り替えだけで変更でき、従来のレール敷設型のライドアトラクションと比較して低コスト・簡単にコンテンツを変えられることであった。

さらにDoog社では、「モビリス」を街なかでの新たな移動サービスとして活用しようと、つくば市の「Society5.0社会実装トライアル支援事業」に提案を行い採択されている。現在、つくば市をはじめとした関係機関と協議を重ねている。

⑥「つくば」の地で産学官ネットワークを活用、国内外の支援機関とも繋がる

Doog社では、社員に対し、「総合的に検討しスピード重視で最適かつ本質的な解を判断する」、「各自の創造力とチームワークを融合し、強みを最大限に高める」、「各自の強みを知り、積極的に活かし、伸ばし続ける」、「各自の弱みを知り、認め合い相互扶助の精神を持つ」、「高い倫理観に基づき、皆が安心して仕事に取り組める職場作りをする」、「多様な価値観を尊重し共有しあう土壌のもと共生の精神を持つ」という6つの行動指針を

示している。

本指針はベンチャー企業ながら、グローバルでの企業連携やグローバル人材の育成、SDGs（持続可能性）的観点、ダイバーシティやマイノリティへの配慮等が重視されている。同時にこの指針には安心・安全で、効率的に働ける社会を実現するため、「顧客の工場や現場で、誰もがすぐに使えるような、汎用的で拡張性の高い移動ロボットを、社会の至る所に導入したい」という Doog 社の願いが反映されている。

Doog 社は、同社が起業当初から掲げている「社会をより良くする事業」に共感し、インテグレーション活動の重要性に賛同するパートナー事業者と、互いの強みを活かす相互扶助の関係を築いている。日本国内において Doog 社の製品は、現在代理店経由で販売されており、販路もまた拡大中である。現在では、当初の福祉機械としての用途を越えて、大手企業の工場やホテル、物流業者での利用が多いという。

Doog 社は、リスクアセスメントも重視している。例えば、現在、土浦に倉庫を構え、在庫や検品、品質管理等を行っているが、同社製品は検品、出荷時の品質基準が厳しく管理されている。また、製品の性能や耐久性については、東京都立産業技術研究センターの試験装置を用いて評価を行っている。さらに、顧客へのアフターサービスについても注力しており、具体的には、日本国内向けに広く拡販を行う「サウザー」や「サウザー ジャイアント」のアフターサービスを、パートナー事業者であるシャープマーケティングジャパン株式会社に委託している。

Doog 社の理念に共感しているのは、パートナー事業者の民間企業だけでなく、産官学に携わる様々な支援者も共感している。例えば、筑波大学やその他大学の研究者、つくば市役所やつくば研究支援センター、ジェトロ茨城など、茨城県内の支援機関等である。このような繋がりの中で、

Doog 社は日本台湾交流協会の事業のほか、ジェトロの支援プログラムを有効に活用し、RIT 事業や専門家事業等により、同社の海外展開に必要な情報をこれまで適宜入手してきた。こうした同社の取り組みは、「ジェトロの世界は今」にも、「シンガポール日本企業の販路開拓」というテーマで取り上げられ、JAL 国際線の機内プログラムでも放映された。

そして、Doog 社の創業当時から支援を行っていたのが、株式会社つくば支援センター（TCI）インキュベーション・マネジャーの高田氏である。創業以来、高田氏は、同社の支援者として、オフィス探し、補助金情報、専門家事業等、様々な情報を提供してきた。台湾との連携は、高田氏が Doog 社に交流協会やジェトロ RIT 事業を紹介したことがきっかけであり、その後、様々な縁が繋がった結果であるという。

（2）株式会社つくば支援センターと台湾との連携

①つくば研究支援センターの概要

世界有数の研究開発地域である筑波研究学園都市は、他地域に先駆けて産学官の研究交流・連携により地域活性化を念頭に置いた産業クラスターを形成している。この産業クラスターの中核となる株式会社つくば研究支援センターは、1988年2月に茨城県、日本政策投資銀行及び民間等、76社の出資による第3セクターとして設立された。つくば地域では30年以上にわたり研究シーズの事業化が積極的に進められ、同センターのインキュベーション機能により、つくば地域に立地する大学や企業等の研究者のスピンオフを始めとする研究開発型ベンチャー企業が多数育成されている。

つくば研究支援センター（以降、TCI）は、筑波研究学園都市の持つ優位性を活かし、地域社会との信頼のネットワークを築きながら、創業・新事業進出への迅速かつ適切なサービスを提供することを経営理念としている。産業界の要請により設

表2 つくば研究支援センターの会社概要

企業名	株式会社つくば研究支援センター (TSUKUBA CENTER, INC.)
代表者	代表取締役社長 斎田 陽介 (2019年12月現在)
設立	昭和63年(1988年)2月2日 (施設の開業 平成元年7月11日)
本社住所	〒305-0047 茨城県つくば市千現2丁目1番6
資本金	28億円 (茨城県 5億1,335万円(18.3%)、日本政策投資銀行 4億2,000万円(15.0%)、民間66社、1個人 18億6,665万円(66.7%))
設立形態	第三セクター方式〔民活法第2条第1項第1号；研究開発・企業化基盤施設 (リサーチ・コア)〕
社員数	15名 (2019年11月1日現在)
業務内容	研究開発型創業支援、レンタルラボ・オフィス運営等
ウェブページ	https://www.tsukuba-tci.co.jp/

出所：同社資料及びウェブページによる

立された同センターは、経営方針に、「顧客に信頼と満足を得られる企業活動の推進」を掲げるとともに、産・学・官・金の連携を図りながら、地域企業の活動支援を行っている。現在、筑波研究学園都市は、TCI等の支援を通じて、日本有数の新産業・新事業創出の拠点となっている。

TCIは1988年に設立され、2001年にはインキュベーション・マネジャー（以後IM）を配置した。この形は当時では先進的であり、研究成果の事業化に貢献してきた。TCIは本体施設のほか、茨城県のインキュベーション施設「つくば創業プラザ」の指定管理者として、その運営を委託されている。そのため、「つくば創業プラザ」ではTCIのIMやコーディネーターが新事業創出を目指す起業家を支援している。また、本体施設、プラザともに研究室には、実験用排気管、実験用給排水設備等が備えられており、バイオから化学・電子・物理まで幅広い事業分野に対応していることもメリットの一つである。

「つくば創業プラザ」に入居するのはいくつかの条件がある。まず、県内において、1年以内に創業を目指す起業家や県内に所在または進出する、原則、設立後5年未満のベンチャー企業であること、また、新事業への進出を目指し、原則、

今後2年以内に県内において分社化を予定している企業であることである。入居期間は、原則2年以内であるが、審査のうえ3年間の延長も可能である。入居期間終了後、あるいは「つくば創業プラザへの」入居条件を満たさない研究開発型の企業等は、直接TCI本体の通常施設に入居するかシェアードオフィスから順次事業拡大を目指す。

また、試作等を行えるような共用のラボとして「TCIガレージ」が設置されている。このガレージは、「アイデアを形にするための共用スペース」であり、試作加工のための作業スペースと試作加工用機器を入居企業に開放し、ベンチャー企業やものづくり中小企業の製品開発を支援してい

写真7 つくば研究支援センター (TCI)



出所：筆者撮影

る。例えば、そこには3Dプリンター、レーザーカッター、モデリングマシン、グラインダー、タッピングボール盤、糸鋸、オシロスコープ、電動ドライバー、ベンディングマシン、はんだごて等の機器が設置されている。

なお、「つくば創業プラザ」には、医療、バイオ、化学、機械、電子、ICT等、様々な分野の研究開発型ベンチャーが入居している。第1回目に取り上げた株式会社東京未来スタイルも、平成20年8月から5年間入居しており、平成25年8月からはTCI本体施設にて事業活動を行っている。

②つくば研究支援センター（TCI）の海外との連携について

1985年頃、高田氏は、大手化学メーカーの研究者としてつくばの研究所に勤務していた。高田氏は幼少期から様々な文化の人たちと交流することが好きで、「世界との架け橋になりたい」という気持ちで30年以上英語や中国語等の勉強をしてきた。しかし、TCIの事業主旨は、技術シーズの事業化に向けた支援機関という位置付けであった

ため、海外と連携して行う事業に携わる機会はこれまで少なかった。

とはいえ、2005年にAPECのインキュベーター会議が中国・西安で開催されると、高田氏はTCIのIMとして、英語で30分のプレゼンテーションを行う機会を得た。それを皮切りにTCIでは海外からの招聘事業や視察等で、英語や中国語でプレゼンを行う際には高田氏が対応することが多くなった。2011年6月には南京理工大学から招聘され、インキュベーターについて中国語でプレゼンテーションを行った。

時代が少子高齢化のフェーズに入り、多くの企業にとってグローバル市場の開拓が必要不可欠になると、地場企業や入居企業から、海外市場の販路開拓支援ニーズが生まれた。そのため、TCIは国の補助金等の制度を活用して2010年度より海外販路開拓支援を開始し、米国への展開を目指すベンチャー企業5社の出展支援として、2011年1月、米国ネバダ州ラスベガスで開催された電子機器の見本市「CES」に出展した²。

③TCIと台湾との連携事業～有機的な人と人の繋がりが成果を生む

TCIと台湾との繋がりは2011年頃、アラン・エンゲル氏（以下、エンゲル氏）からの紹介がきっかけであった。エンゲル氏は当時TCIの入居企業の米国人経営者で海外の特許翻訳事業を手掛けており、つくば地域の研究開発型ベンチャーを顧客としていた。エンゲル氏の人脈は広く、高田氏に対しても台湾の産業技術総合研究所に相当する「工業技術研究院（ITRI）」の職員を紹介するほどであった。そして、2012年、エンゲル氏の仲介により、ITRIと繋がったTCIは、ITRIが主催する「台北国際発明展」に、2012年から2015年まで4

写真8 TCIシニアIMの高田青史氏



出所：筆者撮影

² 次年度の2011年9月には、別の担当者が、5～6社を連れてドイツでの展示会に出展した。

年連続で参加。初回の出展で訪問先の ITRI に精密なインクジェットプリンタ (SIJ 社) を販売するなどの成果があり、2 回目の出展からもマッチング商談会に力を入れた。³。

そこで、2014 年～2015 年、発明展の出展担当者となった高田氏は、台湾駐在経験のあるチップテック社の高橋貞行氏 (以下、高橋氏。高橋氏は当時 TCI に入居企業していたシロク社に台湾展開の専門家として支援を行っていた) に台湾企業とのマッチングを依頼した。2014 年の発明展の準備段階においては、ITRI 東京事務所職員の蔡恵如氏 (以下、蔡氏) との出会いもあり、台湾側行政機関の紹介や情報提供等の支援を受け、ジェットロ事業の地域間交流支援 (RIT) 事業申請への足掛かりを掴んだ。また、2015 年の発明展では、高田氏自らが発明展参加企業の一覧を読み込み、関心のありそうなブースにチラシを撒いた。さらに、台湾人コーディネーターに依頼する等の活動も行った。

このように、2012 年の発明展出展を機に、TCI は毎年、新竹の ITRI を訪問する等、相互交流を深めていった。しかし、同時につくば企業と台湾企業とのビジネスの課題を解決するには台湾側での支援協力先が必要不可欠であることが明らかになった。そこで、台湾の産業構造や適切な交流先を調査し、つくば地域の技術や製品をどのように台湾企業に紹介することが効果的であるか、また、どのような貿易経済交流が望ましいか理解することを目的として、2015 年度のジェットロ地域間交流支援 (RIT) 事業 (以下、RIT) の事前調査事業を申請し、高田氏と高橋氏は台湾との連携に成功している地域を中心に訪問し丁寧にヒアリングを行った。

2015 年度の RIT 事前調査事業実施にあたって

写真 9 TCI には多数の研究開発型ベンチャーが入居する



出所：筆者撮影

は、TCI 入居企業に理解の深い高橋氏が、ジェットロ茨城の RIT コーディネーターとして委嘱され、つくば地域の企業に対し、台湾企業との連携ニーズを探った。ITRI 蔡氏からは、財団法人金属工業発展中心や TJPO、台日商務交流協進会等、多くの台湾の経済団体や交流団体、業界団体を紹介され、適宜ヒアリングを行っていった。

この事前調査の結果、RIT 本体事業は、TCI と近似性があり、補完関係が取れそうな ITRI との地域間交流に関する協力関係を構築する方向で進めることとした。また、この事前調査事業は、技術や製品の紹介や先端技術機器の納入など、具体的な経済交流にも繋がったという。高田氏はこの参画を通じ、台湾企業との連携希望を有するつくば地域の企業を RIT 事業の「コア企業」とし、日台クラスター間連携への道筋を示した。

2016 年度の RIT 事業では、台湾の研究成果を活用した技術提携やスタートアップの育成や販路開拓等を支援する ITRI 産業サービスセンターをカウンターパートとして、TCI は国内研究会を立

3 翌 2013 年の台北国際発明展 (以下、発明展) では、TCI のほか、7 社のつくば企業が出展した。

ち上げ、台湾の現状、ミッション帰国報告、知財戦略に係る情報提供及び意見交換を行った。また、ITRIの有力者を招聘し、コア企業への訪問、ITRIの事業、RITによる台湾とのビジネス交流紹介セミナーを開催した。さらに、台湾新竹、高雄に5社のミッション団を組織して訪問するとともに、つくば地域企業の技術紹介セミナー、商談会開催（商談実績43件）、研究所訪問、台湾企業の個別訪問も行った。台湾企業8社が2016年度のRIT有力企業招聘では、つくば企業訪問、台湾企業紹介セミナー、商談会開催等を行った他、地域企業の展示会に台湾企業も出展し、商談会（商談実績33件）が開催された。その結果、つくば地域の企業と台湾企業に信頼関係が生まれ、9件の商談の継続という成果となった。

RIT事業2年目の2017年度には、台中市と台南市に、5社のミッション団を組織して訪問し、つくば地域企業の技術紹介セミナー、商談会開催（商談実績59件）、研究所訪問、台湾企業への個別訪問が開催された。また、TCIは、国内研究会を開催、ミッション団の帰国報告や情報提供、意見交換を行い、台湾からの有力企業の招聘も行った。さらにコア企業への訪問も行われ、台湾企業3社の紹介セミナー、商談会開催（商談実績26件）、研究所や大学の訪問、最先端技術のセミナーの聴講も実施された。その結果、継続商談件数が19件となり、5件の商談が成立した。

RIT事業3年目である2018年度には、TCIは、台北市に5社のミッション団を組織して訪問するとともに、TIE（台湾イノテックEXPO）展示会への出展、つくば企業の技術紹介セミナー、商談会開催（商談実績40件）、台湾企業の個別訪問等を行った。また翌年には3回目の台湾からの有力企業を招聘し、コア企業の訪問、台湾企業の紹介セミナー、商談会開催（商談実績28件）、地域企業展示会への台湾企業の出展、商談会を開催した。その結果、継続商談件数が15件、2件の商談成立

となった。

この3年にわたるRIT事業の成果は、台湾と連携を行う「コア企業」の増加、台湾への企業事務所の開設、日台企業のアライアンス開始、新規コア企業による自主的な訪台商談等であり、台湾とのビジネス交流も活性化する等、当初の想定を大きく超えたものだった。TCIには、海外（アジア圏）販路開拓パートナーとして、台湾をはじめ中華圏を得意とするコーディネーター（TCIベンチャーサポート）も新設されることとなった。

このようなプロセスを経て、2019年2月20日、茨城県つくば市にて、つくば研究支援センターの斎田陽介社長と台湾の工業技術研究院産業サービスセンターの劉佳明センター長が、相互協力に関する覚書を締結⁴。覚書ではスタートアップ支援に関する情報共有や意見交換、現地訪問時の支援等が盛り込まれた。今後、つくば地域と台湾のスタートアップ企業交流が、ますます盛んになることが期待されている。

（3）ジェットロ RIT 事業によるつくば地域と台湾との連携

日本貿易振興機構（ジェットロ）茨城貿易情報センターは、地元の産業界の要請により40番目の事務所として、2014年6月1日、茨城県水戸市に設置された。同センターは開所当初から、茨城県やつくば市、つくば研究支援センターと連携し、地域企業の海外展開ニーズ、輸出ニーズの把握に努めてきた。特に2016年度～2018年度の3年間は、「地域間交流支援（RIT）事業」において、つくば地域と台湾の企業が交流し、部品調達や販路開拓等を進めてきた。

つくば地域には、IT、ソフトウェア、情報通信機器、分析機器等の最先端技術を持つ企業群が集積している。一方台湾は世界有数のメカトロニク

4 2019年2月20日付日経新聞による。

表3 ジェトロ茨城の概要

団体名	独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）茨城貿易情報センター
代表者	所長 木ノ本知弘 氏
設立	2014年6月1日
本社住所	〒310-0802 茨城県水戸市柵町1-3-1 茨城県水戸合同庁舎4階
職員数	9名（2019年11月1日現在）
ウェブページ	https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/ibaraki/

出所：同所ウェブページによる

ス産業が集積しており、ハイテク技術の導入や研究開発に積極的でグローバル販路を有しているという利点を有する。そこでジェトロ茨城では、つくば地域と台湾の強みを生かした形で交流を図ることで、将来的に製品の共同開発等を通じたそれぞれの地域産業の発展に寄与しようと考えた。

つくば地域には台湾との連携を考える約20社の企業群がある。一方、台湾にもITRI関連の台湾企業群が多数存在している。そこで、つくば地域の企業を台湾へ、台湾の企業をつくば地域へ2016年～2018年の3年間にミッション派遣を行った。これらのミッション派遣の成果は以下の通りである。

1つ目は、前出Doog社の事例である。同社は部品を台湾企業より購入し、日本で最終製品に仕上げ、ASEAN地域に輸出拡大を行うようになった。

2つ目は、つくば市内企業が、日本では入手不可能な特殊な部品を台湾企業から輸入したことである。つまり、台湾の部品を日本で自社製品に組み込み、付加価値を付けて、日本市場で販売したことである（同社は台湾企業の日本における販売代理店も務めている。）。

3つ目は、RIT事業の日本側事業者であるつくば研究支援センターと、台湾側事業者である工業技術研究院が、相互に技術系ベンチャーの創業支援を進化させるべく覚書を締結したことである。

ジェトロRIT事業は、3年間の事業であるため、2019年度は実施していない。そのため、現在、ジェトロ茨城では地域の企業ニーズに応じて日本

台湾交流協会の「日台架け橋プロジェクト」の紹介を行っている。

一方、現在、台湾では「新南向政策」のもと、日本企業とのアライアンスによるASEAN展開事業が推進されている。そのため、ジェトロは台湾貿易センターとMOUを締結し、「ASEANにおける日台アライアンス」の可能性について、日本企業へ情報提供を行っている。

前出のDoog社は、台湾企業と連携したものづくりを行いつつ、シンガポールを主な市場として輸出を拡大させているが、シンガポールでの拡販にあたっては、保守サービスの必要性等によりシンガポール事務所の開設に至った。この開設にあたっては、ジェトロ茨城事務所及びジェトロシンガポール事務所が、様々な情報提供だけでなく、現地での経営や税務、人材雇用等についても支援したことは前述した通りである。

4. まとめ

2011年9月、台湾経済部はFA産業のスマート化を目標に掲げ、自動化設備やロボット等を含む台湾自動化産業の高度化を図るべく、5年間で83億台湾元の予算を確保し⁵、以来、台湾における重点産業として育成してきた。FA産業での日台アライアンスについては、根橋(2015)が、高橋・根橋(2014)にて調査を行った「イノベーション⁶に取り組む日台アライアンス事例」を分析し、

5 根橋玲子(2015)による。

写真 10 ジェトロ茨城貿易情報センターにて
(左から榊原様、筆者、木ノ本所長)



出所：筆者撮影

日本の中小企業の視点に立脚した「自動化（FA）装置産業における日台アライアンス」について考察するとともに、当時から加速していた日系大手産業用ロボットメーカーの海外生産動向と日台企業間連携事例⁷を紹介している。また、根橋（2015）は、FA 自動化装置分野、産業用ロボット分野日台企業アライアンス⁸は、いずれも「オートメーションや制御関係の日本企業の技術をコアにした連携が成功の鍵」であるとし、特に産業用ロボットメーカーの蛇の目ミシンの事例⁹を挙げ、台湾拠点を活用した ASEAN 展開について示唆している。

本稿で紹介した Doog 社は、まさに制御関連技術をキーテクノロジーとして、相互補完関係を持つ台湾企業と連携しつつ、ASEAN の販路開拓を行った FA 自動化分野の成功事例と言えるであろう。

6 「イノベーション」は、シュムペーター(1977)の分類による。

7 ① 2013 年 5 月～独資で中国江蘇省に工場を設立、量産を開始した安川電機の事例、2013 年 12 月～子会社写楽精密機械（上海）有限公司を中国内販事業に特化、②産業用ロボット製造分野の台湾明緻精密との生産委託契約締結した、射出成形用取出ロボット製造メーカーセーラー万年筆の事例、2013 年 2 月～台湾工場でスマートフォン部品のネジ締めやハンダ付け用ロボットを生産、構成部品の現地調達化、廉価版産業用ロボット製造方針を発表した、産業用卓上ロボットメーカーの蛇の目マシン工業の事例を挙げた。

さらに、根橋（2015）では、「台湾政府の支援のもと、日本中小企業が台湾 FA・装置メーカーと補完的に協業を行うプラットフォームを醸成することで、日台双方の FA 産業発展に繋がる」とも述べており、日本台湾交流協会やジェトロ、株式会社つくば研究支援センターが支援する「プラットフォーム」事業が、日台企業のアライアンス形成に有効に働いている証左であると言えよう。

台湾 ITRI との 8 年間の交流の成果である MOU の締結、そして、FA やロボット等を中心とした研究開発型企業の台湾企業とのマッチングに成功したつくば地域では、さらに一步進んだ台湾との地域連携に高い意欲を持っている。実際、2019 年 9 月 8 日付日本経済新聞によれば、茨城県つくば市は、スタートアップ企業の集積地へと、急速に変貌を遂げているという。約 150 の研究機関と約 2 万人の研究従事者が集まる「知」の集積地である「つくば」地域では、日進月歩で最先端技術が生まれており、研究シーズが集積する筑波大学や産業技術総合研究所を中心に、スタートアップの創業が相次いでいる。また、茨城県やつくば市など行政機関や地元金融機関等が中心となって、起業に必要な人材や施設、資金等を支援し、スタートアップを促進するエコシステムが形成されつつある。

2019 年 12 月 2 日、茨城県はつくば地域の研究者の起業ニーズに応える形で、またビジネスの利便性を考慮し、インキュベーション施設の駅前拠点として、新たにスタートアップオフィス「つくば創業プラザ Start Up Office」（TCI が指定管理者として運営）を開設した。ガラス張りの外観に、

8 産業用ロボット分野の日系大手企業による台湾でのアライアンス事例は、2013 年 6 月 24 日付安川電機プレスリリース、2013 年 12 月 27 日付セーラー万年筆プレスリリースによる。

9 2013 年 2 月 22 日付日刊工業新聞、蛇の目マシン眞壁八郎社長インタビュー記事より。

洗練されたデザインの内装が施されたこの施設は、TXつくば駅から徒歩8分の好立地にあり、各部屋に個別に機械警備を導入する等、利便性、安全性を考慮している。サポート機能も充実しており、経験豊富なインキュベーション・マネジャーも常駐している。専門家とのネットワークを活用して、知財、労務、税務などの相談にも対応しており、今後はピッチや商談会への参加機会を増やしながら、成長のための資金調達支援や販路開拓支援も行う予定である。近隣の研究施設や大手企業に勤務する研究者や研究開発型ベンチャー企業とも距離が近いことから、つくば研究支援センターのラボやオフィスの入居ベンチャー企業との協創や協業も想定されている。緑豊かな景色が一望できる機能的なオフィスから、インキュベーション・マネジャーやコーディネーターを道案内人として、新しいアイデアや技術を事業化したベンチャー企業が、次々と世界に羽ばたいていく日もそう遠くないだろう。

日本で初めてオートメーション市場を開拓したオムロン（当時立石電気）創業者、立石一真氏¹⁰による「創造的でない労働は機械によってオートメーションする」「最もよく人を幸せにする人が最もよく幸せになる」という信念、「機械にできることは機械に任せ、人間はより創造的な分野で活動を楽しむべきである」という経営理念¹¹は、日本のFA産業に関わる研究者や従業員に大きな影響を与えている。本稿で取り上げたDoog社においても、「人を幸せにする」ロボットの開発に、その心血が注がれており、その経営陣の「ロボットを活用した幸福実現」への思いが「日台連携によるFA自動化のプラットフォーム」形成に繋がっ

たと言っても過言ではないだろう。今後も、Doog社は、TCIほか地域の支援機関と連携し、日本と台湾双方の産業高度化やグローバル市場共同開拓を実現する「幸せの架け橋」を担っていくに違いない。

（参考文献）

- シュムペーター（塩野谷祐一・中山伊知郎・東畑精一訳）（1977）『経済発展の理論』（上巻）岩波書店（Schumpeter, J. A., *Theorie der wirtschaftlichen Entwicklung*, 2. Aufl., 1926）
- 高橋美樹（2007）「イノベーションと中小・ベンチャー企業」『三田商学研究』（50巻3号）
- 高橋美樹・根橋玲子（2014）「発展展望を持つ日台中小企業アライアンスの特徴—イノベーションと中小企業の戦略的提携—」渡辺幸男・植田浩史・駒形哲哉編著『中国産業論の帰納法的展開』同友館
- 根橋玲子（2008）「中堅・中小企業の日台アライアンス事例」井上隆一郎、天野倫文、九門崇『アジア国際分業における日台企業アライアンス—ケーススタディーにおける検証』交流協会
- 根橋玲子（2012）「日台アライアンスにおける経験蓄積と中国での共同市場展開」陳徳昇編『ECFAと日台ビジネスアライアンス経験、事例と展望』INK出版
- 根橋玲子（2015）「自動化（FA）装置産業における日台アライアンスの可能性—日本中小企業の視点から—」日本台湾交流協会発行『交流』No.889 2015年4月号
- 湯谷昇羊（2011）「できません」と云うな—オムロン創業者 立石一真—
- Hamel, G., Doz, Y.L., Praharad, C.K. [1989], "Collaborate with Your Competitors—and Win," *Harvard Business Review* (January-February)
- Hamel, G. and Praharad, C.K. [1989], "Strategic Intent," *Harvard Business Review* (May-June)
- ITO, Shingo [2009], "Japanese—Taiwanese Joint Ventures in China: The Puzzle of the High Survival Rate", *China Information*(23-1)
- Penrose, E. T. [1959], *The Theory of the Growth of the Firm*. John Wiley.
- Prahalad, C.K. and G. Hamel. [1990], "The Core Competence of the Corporation," *Harvard Business Review* (May-June)
- 陳來勝、王維漢（2013）ITRI IEK View：智慧製造大趨勢-台灣智慧自動化發展現契機

10 1952年立石氏は、日本にオートメーション概念を持ち込んだ産業能率短期大学創始者上野陽一氏から、当時日本にはない米国オートメーション工場の話聞き感銘を受けた。

11 オムロン株式会社 HP「創業者物語」による。

総統選挙と台湾（2） — 蔣経国総統の選出から李登輝総統の選出まで —

松本充豊（京都女子大学教授）

はじめに

来年（2020年）1月11日、台湾（「中華民国」）では総統選挙と立法委員選挙のダブル選挙が行われる。投票日が2週間後に迫った現地では、各政党・各候補者が最後の力を振り絞って有権者に支持を訴えている。

総統選挙は1996年に直接公選制が導入され、現在のかたちとなった。それまでは総統、副総統ともに国民大会代表による間接選挙で選出され、選挙も国民大会の開催期間中に別々に行われていた。国民大会は、かつて立法院、監察院とともに国会に相当する「中央民意代表機構」のひとつに数えられていた機関である。現在、国民大会は廃止され、監察院も「準司法機関」となっている。台湾の議会が立法院による一院制議会とされるのは、そのためである。

ところで、第1回の総統選挙が行われたのは1948年4月、中国・南京においてであった。任期6年（当時）の総統が改選時期を迎えたのは、中国国民党（以下、国民党）の台湾撤退、中華民国政府の台北移転後のことである。第2回総統選挙は1954年3月、「中央政府所在地」である台湾・台北で行われた。以後、1990年3月の第8回選挙まで、総統選挙は台湾で定期的な実施されてきた。台湾で行われていたという意味で、これら7回の選挙は「台湾での総統選挙」だったといえるだろう。

しかしながら、台湾住民が自分たちのリーダーを選ぶ、「台湾の総統選挙」といえるものだったかといえば、その評価はなかなか難しい。住民による直接選挙ではなく、国民大会代表による間接選

挙だったから、というわけではない。有権者である国民大会代表の大多数が台湾で非改選のままだったからである。

第1期国民大会代表選挙は1947年11月、中国大陸と台湾の各地で行われた。そこで選出された第1期国民大会代表も中華民国政府の台北移転後に改選時期を迎えたが、中国大陸での選挙の実施は困難との理由から改選が見送られた。第2期国民大会代表が選出されるまで、第1期国民大会代表が総統・副総統の選挙を含めて、その職権を行使し続けることとなった。国民大会の全面改選が行われず、台湾住民の民意を代表しない多数の代表たちがリーダーを選んできたという基本的な性格は、第8回総統選挙まで変わらなかった。

とはいえ、1990年代初頭以降、台湾で民主化が本格化するまで、総統選挙の性格が全く変わらなかったというわけでもない。1969年12月、「自由地区」（中華民国政府が実効支配する台湾省および福建省沿岸の金門島・馬祖島）での人口増および欠員による定員不足を補うため、「動員戡乱時期自由地区中央公職人員増選補選」（以下、欠員補充選挙）が実施された。1972年12月には「動員戡乱時期自由地区増加中央民意代表名額選挙」（以下、増加定員選挙）が行われた。この増加定員選挙は、自由地区と海外華僑について中央民意代表の定員を大幅に増やし、自由地区では普通選挙、海外華僑については総統の選抜により定期改選を行うというものだった。

こうして、台湾で国民大会代表の選挙が行われるようになり、さらに一部改選枠が導入され、改選議席数も少しずつ増えていった。「台湾での総統選挙」が、わずかながら変化を見せ始め、ほん

の少しずつではあったが「台湾の総統選挙」へと向かっていったのである。1972年12月の増加定員選挙で当選した国民大会代表が投票に参加したのが、1978年3月の第6回総統選挙だった。この選挙は、事実上終身総統となっていた蒋介石が総統候補ではなくなった最初の選挙でもあった。

本稿では、特に1978年3月に行われた第6回から、1990年3月の第8回までの3回の総統選挙を取り上げて、その歴史的背景と経緯について振り返ってみたい。まずは、国民大会と「動員戡乱時期臨時條款」をめぐる動きを考察する。総統選挙を定期的に行うには国民大会の定期開催が絶対条件であり、国民大会代表はその有権者だった。欠員補充選挙さらには増加定員選挙を実現させる法的根拠となったのが動員戡乱時期臨時條款だった。そして、欠員補充選挙と増加定員選挙の実施までの経緯を概観し、最後に3回の総統選挙の経過と結果について紹介する¹。

1. 第1期国民大会代表と「法統」

(1) 「憲政」の実施と「法統」

1946年12月25日、「中華民國憲法」(以下、憲法)が制定された。この憲法は民主的な内容をもった近代憲法で、1947年1月1日に公布され、同年12月25日に施行された。国民党は、中国共産党(以下、共産党)との内戦が続くなかで、共産党の反対を押し切るかたちで憲法制定のための国民大会を強行開催し、憲法を成立させた。このとき国民党が協力を得られたのは、弱小政党だった中国民主社会党(以下、民社党)と中国青年党(以下、青年党)からだけだった。国民党は、辛亥革命以来の最大の政治公約だった「憲政」²を実現させることで、中国での国家建設の主役として

の政治的権威と正統性を確保しようとしたのである³。

国共内戦の戦火が激しくなるなかで、憲法の規定に基づいて中華民国政府の編成作業が進められた。1947年11月には第1期国民大会代表選挙と第1期立法委員選挙が、翌12月には第1期監察委員選挙が行われた。いずれも共産党の支配地域を除いて、中国大陆と台湾の各地で投票が行われた。共産党の支配地域での選挙の実施は不可能であり、国民大会では定数3,045人のうち議席が確定したのは2,953人だった。第1期中央民意代表のうち、国民大会代表27人、立法委員8人、監察委員5人が台湾で選出された⁴。

第1期国民大会代表が選出されたことで、第1期国民大会が1948年3月29日から首都・南京で開催された。4月19日の総統選挙大会において第1回総統選挙が行われ、初代総統に蒋介石が選出された。なお、これに先立ち、国民大会は蒋介石の立候補を促すため、憲法の規定に束縛されない非常大権を総統に与える動員戡乱時期臨時條款を成立させた(後述)

こうして、国民主権を定めた憲法が制定され、その規定に則って中央民意代表機構や総統・副総統の選出が行われ、政府が編成された。国民党はとにかく一連のスケジュールを完成させ、悲願だった「憲政」を実現した。そして、憲法の規定に基づいて組織され、(中国大陆と台湾を併せた)全中国の国民が委任した国民の代表によって構成された政府であるという合法性が、全中国を代表する政府としての中華民国政府の正統性を支えて

1 本稿は拙稿「総統選挙と台湾(1)―蒋介石総統選出の事例を中心に―」(本誌2019年7月号)の続編にあたり、内容に多少の重複があることをお断りしておく。

2 「憲政」とは孫文の「三序」構想(「軍政→訓政→憲政」)の最終段階で、憲法の制定、それに則った民主的手続きによる政府の組織と立憲政治の実施を意味する。

3 横山宏章『中華民国史―専制と民主の相克』三一書房、1996年、186～196頁。

4 中央選挙委員会編印『中華民國選舉統計提要(35年-76年)』台北、中央選挙委員会、1988年、9～17頁。

いた。これは「法統」と呼ばれている。

ところが、その直後に起こったのが中国の分断国家化だった。共産党との内戦に敗れた国民党は、1949年12月に台湾に撤退し、中華民国中央政府を台北に移転させた。1950年6月の朝鮮戦争の勃発にともない、欧州で始まった東西冷戦が東アジアにも波及すると、米国は台湾海峡に即座に介入した。国共内戦に端を発した中国の分断状況は、東西冷戦により固定化されてしまった。中華民国は、中国大陸で共産党が建国した「中華人民共和国」とともに中国の分断国家の一方となり、中華民国政府の実効支配地域は台湾とその周辺島嶼のみとなった。

(2) 非改選となった第1期国民大会代表

中華民国政府の台湾移転後、第1期中央民意代表はその改選時期を迎えた。国民大会については、憲法に「国民大会代表は、6年ごとに改選する」(第28条第1項)、「毎期の国民大会代表の任期は、次期国民大会開会の日までとする」(同第2項)と規定されている。第1期国民大会代表は1947年11月に選出されていたことから、1953年に第2期国民大会代表選挙を行う必要があった。

ところが、当時の情勢下では全中国で選挙を実施することは不可能だった。中華民国政府が自国の領土と見なす中国大陸には、すでに中華人民共和国が建国されていた。この問題を協議した行政院は1953年9月、「大陸全体が共産党に占拠され、有権者が選挙権を行使できない」という実情に鑑み、「第2期国民大会代表選挙は実施できない」との判断を下した。現在、中国大陸の有権者が選挙権を行使できないため、選挙を実施して第2期国民大会代表を選出することはできず、当然第2期国民大会を召集することもできない、というのがその理由だった。

そこで行政院がとったのが、上記の憲法第28条第2項すなわち「毎期の国民大会代表の任期は、

次期国民大会開会の日までとする」との規定を持ち出すという苦肉の策だった。「第2期国民大会代表を法に基づいて選挙し、召集するまでは、憲法第28条第2項の規定を適用して第1期国民大会代表が引き続き職務を果たすこととし、将来情勢が好転すれば改選を行う」との方針が決まり、総統の蒋介石もそれを決裁した⁵。

このように第1期国民大会代表の改選を行わないとする決定の正当化が図られたが、そうした決定がなされた最大の理由は、第1期国民大会代表が「法統」を体現する存在だったからである。もし、台湾を中心とした中華民国の実効支配地域の有権者だけで第1期中央民意代表の改選を行えば、中華民国政府の合法性を支える実態的な根拠が消えてしまい、全中国を代表するという正統性が根幹から揺らいでしまう。事実上非改選となった第1期中央民意代表もまた、そのことをよく理解していた。彼らはこの後、中国大陸の選挙区で選出された自らの存在を、中華民国の正統性と重ねて主張する「やっかいな存在」となっていったのである⁶。

ちなみに、第1期立法委員と第1期監察委員の任期については、行政院の要請を受けた司法院大法官會議が1954年1月、立法・監察両権の職権行使の停滞を避けるべきとの理由から、「第2期委員が法に基づいて選出され、集会・召集されるまでは、第1期立法委員、監察委員が引き続き職権を行使しなければならない」との解釈(解字第31号)を示している⁷。第1期国民大会代表の任期問題では、上述のとおり行政院は大法官會議に解

5 國民大會秘書處編印『第一屆國民大會實錄(第二編)』台北、國民大會秘書處、1961年、1頁。

6 松田康博「米中接近と台湾—情報統制と政治改革」増田弘編著『ニクソン訪中と冷戦構造の変容—米中接近の衝撃と周辺諸国』慶應義塾大学出版会、2006年、76頁。

7 大法官解釋「釋字第31號解釋(中華民國43年01月29日)」司法院大法官、1954年(<http://cons.judicial.gov.tw/jcc/zh-tw/jep03/show?expno=31>)。

積を要請していない。憲法の規定の運用で対応できるとの判断があったからかもしれない。

しかし、第1期国民大会の会議記録である『第一屆國民大會實錄（第二編）』には、第1期国民大会代表の改選を行わないとの決定により、「国民大会代表の任期延長との誤解が生じた」と記載されている。そうした誤解をかき消すため、当時司法院長を務めていた王寵惠は1953年10月5日、わざわざ「憲法の規定によると、第1期代表の任期は、第2期代表が選出され召集される日をもって終了となるのであり、いわゆる任期の延長ではない」との談話を発表している⁸。行政院が第1期立法委員と第1期監察委員の任期について大法官会議の解釈を求めた背景のひとつには、こうした誤解の再発を避ける狙いがあったものと推測される。

（3）職権行使を可能にする措置

第1期国民大会代表の改選問題は、その改選を行わず、事実上の非改選とすることで一応の決着が見ついた。ところが、中華民国政府の台湾移転後、1947年に選出された第1期国民大会代表の全員が国民大会に出席できる状況にあったわけではなかった。また、改選の延期にともない、代表の死去などの理由による欠員の問題が生じていた。

国民大会の議事手続きを定めた「国民大会組織法」（1948年4月修正公布）の規定では、国民大会の定足数（議事定足数）は定数（3,045人）の過半数であり、表決数（議決定足数）は出席代表の過半数となっていた（第8条）⁹。そもそも、定数3,045人のうち議席が確定した第1期国民大会代表は2,953人で、このうち1948年3月に南京で開催された国民大会に出席できたのは2,841人

だった。その後、1954年2月に台北で開かれた第1期国民大会第2回会議に出席したのは1,578人にまで減少し、その後も欠員の数は増大した。このままでは国民大会の職権行使どころか、その開会まで危ぶまれる状況だった。

そこで、まずは1953年12月に国民大会組織法第8条が改正され、定足数が国民大会代表の定数の過半数から3分の1に引き下げられた¹⁰。さらに、定数の解釈そのものも改められた。行政院と国民大会からの要請を受けて、司法院大法官会議は1960年2月、「中央政府所在地で召集して会議に集まることができる国民大会代表の人数を、国民大会代表の総数とすべきである」との解釈（第85号解釈）を行った¹¹。この解釈を受けて、内政部が確認した現存する第1期国民大会代表の人数を基準として、国民大会代表総数（定数）が計算されることになった。

要するに、第1期国民大会代表の激減という現実を直面して、国民大会を開催するための要件が大幅に緩和されたのである。総統選挙の定期的な実施をとおして、全中国のリーダーとしての総統の合法的正統性を再生産するためにも、国民大会を確実に開催できるようにしておくことが不可欠だった。

2. 「動員戡乱時期臨時條款」とその修正

（1）動員戡乱時期臨時條款の制定

1948年3月に開かれた第1期国民大会で、総統選挙に先立って制定されたのが動員戡乱時期臨時條款（以下、臨時條款）である¹²。総統による戒

8 前掲『第一屆國民大會實錄（第二編）』、2頁。

9 「國民大會組織法（中華民國37年03月30日）」立法院法律系統（<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?007A6716174E0000000000000000A000000002FFFFFD^04201037033000^00010002001>）。

10 「國民大會組織法（中華民國42年12月29日）」立法院法律系統（<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?007A6716174E0000000000000000A000000002FFFFFA00^04201042122900^00010002001>）。

11 大法官解釋「釋字第85號解釋（中華民國49年02月12日）」司法院大法官、1960年（<http://cons.judicial.gov.tw/jcc/zh-tw/jep03/show?expno=85>）。

厳令の公布には立法院の決議または追認が必要とされ（憲法第39条）、その他の緊急処分にも必ず立法院の追認が必要で、立法院が同意しなければ直ちに効力を失うものとされていた（憲法第43条）。臨時條款によって総統はこれらの拘束から自由になり、その権限が強化された。

共産党の反乱を平定するため、憲法の規定に束縛されない非常大権を総統に与えるというのが、臨時條款の大義名分だった。しかし、真の狙いは蒋介石に総統選挙への立候補を促すことにあったとされる。蒋介石が立候補に躊躇したのは、憲法では国家の行政の実権が行政院にあり、蒋介石が総統の権限に魅力を感じなかったためだといわれている。国民大会が臨時條款を成立させたことに納得し、蒋介石は総統選挙への出馬を受け入れた¹³。

ここでは、臨時條款の2つの特徴を確認しておきたい。第1に、憲法第174条第1項すなわち「国民大会代表総数5分の1の発議により、3分の2の出席及び出席代表の4分の3の議決によって改正することができる」という憲法改正手続きに基づいて制定され、憲法と同等の効力を持つものと位置づけられたことである。第2に、2年間という時限的なものとして制定されたことである。動員戡亂時期のみの適用に限られ、共産党の反乱を平定した後は条文の効力は消滅すると説明されていた¹⁴。

そのため、臨時條款には「総統は1950年12月25日までに第1期国民大会の臨時会を召集して憲法改正について議論しなければならない。それ

までに動員戡亂時期の終結が宣言されていない場合には、同臨時会において動員戡亂時期臨時條款の延長ないし廃止を決定しなければならない」（第4条）との規定が盛り込まれた¹⁵。

（2）国民大会臨時会の延期

ところが、この規定どおりに、国民大会の臨時会が召集されることはなかった。内政部の報告によれば、1950年8月10日現在、台湾にいた第1期国民大会代表だけでは1,090人にすぎなかった。当時、国民大会組織法が定める国民大会の定足数（議事定足数）が、定数（3,045人）の過半数だったことは上述のとおりである。

行政院は1950年8月23日、国民大会の開会の要件を満たすのは困難との理由から、臨時会は召集できないと判断し、総統の蒋介石に決裁を求めた。事前に各党に行った意見聴取の結果も踏まえて、蒋介石は五院の院長を集めてこの問題を協議した。関係各方面が国民大会は召集できないとの認識で一致したことから、蒋介石は8月24日、国民大会臨時会の開催を延期することを決定した¹⁶。

かくして、1950年12月25日というタイムリミットを待たずして、国民大会臨時会の開催は延期されることが決まった。しかも、その日を過ぎても、動員戡亂時期の終結が宣言できる状況にはなかった。「臨時條款の延長ないし廃止を決定」という課題が残されたのである。

（3）臨時條款の有効決議

臨時條款の延長もしくは廃止については、1954年2月に開催された第1期国民大会第2回会議で議論されることになった。

12 「動員戡亂時期臨時條款（中華民國37年04月18日）」立法院法律系統（<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?00263BB74D8400000000000000000000A000000002000000^04102037041800^0006C001001>）。

13 横山、前掲書、210～212頁。

14 國民大會秘書處編印『第一屆國民大會實錄（第一編）』台北、國民大會秘書處、1961年、219～221頁。

15 前掲「動員戡亂時期臨時條款（中華民國37年04月18日）」。

16 前掲『第一屆國民大會實錄（第二編）』、199～200頁。

臨時條款第4条は、国民大会の「臨時会において」臨時條款の延長もしくは廃止を決定するよう定めていた。そのため、6年ごとに開かれる国民大会の「常会」が「臨時会」の職権を行使できるのか否かが問題となったが、このときは前年(1953年)12月に示された、「臨時会が行使する職権は国民大会の職権の一部であり、国民大会の常会はこれを行行使することができる」とする司法院大法官會議の解釈(第29号解釈)¹⁷に依拠して議論が行われた。

第1期国民大会第2回會議では、陳其業ら87人の代表から「臨時條款を引き続き適用すべきである」との決議を求める臨時動議が提出された。陳其業は動議提出の理由を次のように説明している。憲法174条第1項に定められた憲法改正手続きに照らして、臨時條款の廃止もしくは修正を決議できるが、台湾にいる国民大会代表だけで、憲法改正手続きにある「定数の3分の2の出席」という要件を満たすのは無理である。したがって、臨時條款を廃止することも、改正することもできない。憲法の定める手続きに基づいて正式に廃止されるまでは、臨時條款を引き続き適用すべきである。

臨時動議は拍手でもって承認され、「動員戡亂時期臨時條款は正式に廃止されるまで引き続き有効である」との決議がなされた¹⁸。

(4) 臨時條款の修正

こうして、臨時條項は引き続き有効とされた。その後、1960年2月の司法院大法官會議の解釈(第85号解釈)を踏まえて、国民大会代表の定数は現存する第1期国民大会代表の人数をもとに算出されることになった。国民大会の開催要件が緩和されたことで、憲法改正の手續きに基づいて臨

時條款の修正を行うハードルも低くなった。

1960年3月に開催された第1期国民大会代表第3回會議では、早速臨時條款の修正が行われ「臨時條款の修正あるいは廃止は、国民大会が決定する」との文言が盛り込まれた¹⁹。一方、憲法の改正については、1966年2月の国民大会臨時会で「大陸を光復するまでは、しばし憲法改正は行わない」との決議がなされた²⁰。以後、臨時條項は憲法と同等の効力を持つものとして存在し続ける一方、憲法の条文そのものに触れることなく、憲法の内容を変更する手段として、臨時條款の修正・増訂が繰り返されることになった。具体的には、既存の条文の修正や新たな条文の追加が行われた。

その結果、例えば1960年3月の修正では、總統の任期は6年、重任は1回のみと定めた憲法第47条の規定が凍結され、また總統が動員戡亂時期の終了を宣言するにあたり、それを總統に要請できるとした立法院の権限が削除された²¹。1966年3月の修正では、總統に「動員戡亂機構」を設置する権限が与えられた²²。こうして、臨時條項の修正をとおして總統の権限が拡大されたわけだが、それはまた中央民意代表の欠員補充選挙や増加定員選挙の実施にもつながっていった。

3. 欠員補充選挙、増加定員選挙の実施

(1) 欠員補充選挙

中華民國政府の台北移転後、台湾で初めて行われた中央民意代表を選ぶ選挙が1969年12月の欠員補充選挙だった。1972年12月に増加定員選挙

17 大法官解釋「釋字第29號解釋(中華民國42年12月29日)」司法院大法官, 1953年 (<http://cons.judicial.gov.tw/jcc/zh-tw/jep03/show?expno=29>)。

18 前掲『第一屆國民大會實錄(第二編)』, 201~205頁。

19 國民大會秘書處編印『第一屆國民大會實錄(第三編)』台北、國民大會秘書處, 1961年, 279~290頁。

20 國民大會秘書處編印『第一屆國民大會實錄(第四編)』台北、國民大會秘書處, 1966年, 237~239頁。

21 前掲『第一屆國民大會實錄(第三編)』, 279~290頁。

22 國民大會秘書處編印『第一屆國民大會實錄(第五編)』台北、國民大會秘書處, 1966年, 335~345頁。

がスタートすると、国民大会代表と監察委員は6年ごとに、立法委員は3年ごとに一部改選が行われるようになった。中央民意代表の選出ルールの大枠は、憲法で規定されている。そのため、新たなかたちで選挙を実施するとなると、憲法の改正を行わない以上、臨時条款の修正で対応する必要があった。

1966年2月の第1期国民大会第4回会議で、張知本ら852人の代表が自由地区における「増選」あるいは「補選」、つまり人口増加あるいは欠員による定員不足を補うための選挙の実施を可能にする規定を盛り込んだ臨時条款の修正案を提出した。この頃には第1期国民大会代表の老化も目立ち始め、欠員も増加していた。提案理由では「人材の新陳代謝は避けられない事実である」が「新たな血を補う機会がない」として、若い世代の優秀な人材を選抜し、政治の新たな機会を切り拓く必要性が指摘された。張知本は、その趣旨説明のなかで「住民が選挙権や被選挙権のないことに不満を感じるようになってきている」とも述べている。

しかし、ここで想定されていたのは、あくまでも「増選」と「補選」であり、中央民意代表の「改選」ではなかった。提案人のひとりである張其昀は「我々国民大会の同仁を含めて一般人は、今回の臨時条款の修正以後、民意機関は改選される可能性があると思込んでいるが、我々はこれを絶対に否定しなければいけない」、「改選の文字がないことは明らかだ」と強調している。会議記録にはこの張其昀の発言に、会場から大きな拍手が沸き起こったことが記録されている²³。

こうして、第1期国民大会第4回会議で臨時条款は修正され、欠員補充選挙を実施するための弁法を制定・公布する権限を総統に与える条文が増訂された。欠員補充選挙は3年後の1969年12月

に実施され、国民大会代表15人、立法委員11人、監察委員2人が選出された。なお、第1期中央民意代表の欠員補充にすぎなかったことから、今回選出された代表・委員は1947年に選出された代表・委員と同様に非改選とされた²⁴。

(2) 増加定員選挙

欠員補充選挙が実施された3年後、1972年12月に定員増加選挙が実施された。増加定員選挙では、「自由地区」と海外華僑について中央民意代表の定員を大幅に増やし、自由地区では普通選挙、海外華僑については総統の選抜により定期改選が行われた。

松田康博は、ニクソン・ショックがこの時期の台湾の政治改革を加速させた指摘する。1971年7月、米国のニクソン大統領が訪中を公表、それが翌年2月に実現したことは、東アジアの冷戦構造に大きな変動をもたらした。台湾にあった中華民国政府は、1971年10月には国連における中国代表権を失い、日本をはじめとする主要国が中華人民共和国を承認したことで、国際社会において孤立を深めていった。

中華民国政府は米中接近により深刻な正統性の危機に直面した。同じ頃、国民党政権は権力継承の段階にあった。蔣介石の後継者と目されていた蔣経国は、自らが政権を掌握し維持していくには、政治改革の推進をとおして政権の正統性を高める必要があった。その柱のひとつが増加定員選挙の実施だった。その準備が加速したのは、国連脱退を受けて行われた第10期臨時中央委員会全体会議の後のことだった。しかし、中央民意代表に改選を導入するとなると、中華民国政府の「法統」や非改選の第1期中央民意代表の利益を大きく損なうことにもなりかねず、微妙なかじ取りが求められた。

23 前掲『第一屆國民大會實錄（第五編）』、305～307頁、321～322頁、および338頁。

24 若林、前掲書、182頁。

事実、第1期国民大会代表は、彼らの引退を意味する全面改選を避けようと、中央民意代表の改選を「『法統』を破壊する悪辣なやり方である」と反発した。一方、中央民意代表が改選された場合、中央政界への進出が期待できる台北・高雄市議会議員や台湾省議員は、その多くが「中央民意代表は引退してバトンを渡すべきである」と考えていたという。特に台北市議会の国民党所属の若手議員の多くが「中央民意代表機構に新しい血を入れるべきである」との意見を表明していた。こうした状況を踏まえて、国民党中央は1971年12月、民衆の政府に対する切実な希望と提案の一部として「早く計画を立て、憲政体制の強化という原則の下で、できるだけ早く中央民意代表の増加定員選挙をやらなければならない」とした報告書をまとめた²⁵。

そして、1972年3月4日、国民党第10期中央常務委員会第253回会議で「中央民意代表機関の充実」を定めた臨時條款の修正案が提出され、通過した。蔣介石も3月6日、それを決裁した。こうして、定員増加選挙を実施する方針が固められ、臨時條款の修正案が第1期国民大会第5回会議に提出された²⁶。

第1期国民大会第5回会議では、提案人を代表して谷正綱が趣旨説明を繰り返したが、その都度「第1期国民大会代表は、大陸が光復され、その選挙区で改選が行われる日まで、引き続き職権を行使する」と強調している。「皆さんもこの点を理解すれば、中央が大陸選出の第1期中央民意代表を排除しようとしているとの噂に対する疑念は完全に晴れるだろう」、「我々は中華民國の民主憲政の法統を継続し、絶やさない」という彼の言葉からは、第1期国民大会代表が全面改選に強く抵抗していたことがうかがえる²⁷。

提案された臨時條款の修正案に署名した代表は、当初の879人から1,039人にまで増加したが、最後まで細かな文言をめぐって意見が割れた。最終的には、提案人の谷正綱がその文言の削除を表明したことで、また同じく提案人だった張其昀の「(提案は)政権党の最高当局の決裁を経ている」との発言もあり、臨時條款の修正案は3月17日に可決された²⁸。

これを踏まえて、1972年12月には初めての増加分員選挙が実施され、中央民意代表の台湾での定員を増加させて定期的に改選する改革が実現した。

(3) 台湾選出の国民大会代表

1972年12月に増加分員選挙が始まると、国民大会代表選挙は1972年12月、1980年12月および1986年12月の合計3回行われ、6年おきに2回の改選が実施された。1972年は53人、1980年は76人、そして1986年は84人の国民大会代表が選出された²⁹。それらと前後して、第1期国民大会は計4回召集されている。1972年3月の第5回会議、1978年3月の第6回会議、1984年第8回会議、そして1990年3月の第9回会議である。それぞれの会議で総統選挙が行われている。

増加分員選挙で選ばれた国民大会代表が有権者として加わるようになったのは、1978年の第6回会議で行われた第6回総統選挙からである。それ以後の2回の総統選挙(1984年の第7回、1990年の第8回)では、その都度改選を経て新たに選出された代表が投票に加わり、その数も次第に増加していった。

表1は、第5回総統選挙から第8回総統選挙当

27 國民大會秘書處編印『第一屆國民大會實錄(第六編)』台北、國民大會秘書處、1972年、287~295頁。

28 同上書、306頁。

29 前掲『中華民國選舉統計提要(35年-76年)』、44頁、85頁および125頁。

25 以上、松田、前掲論文、76頁。

26 同上論文。

表1 第1期国民大会代表の内訳

総統選挙 (実施年)	国民大会代表			
	代表総数	非改選代表	改選代表	改選代表が 占める割合
第5回(1972年)	1374	1374	0	0%
第6回(1978年)	1248	1011	53	3.4%
第7回(1984年)	1064	988	76	7.1%
第8回(1990年)	752	668	84	11.2%

(出所) 国民大会秘書處編印『第一屆國民大會實錄(第六編)』台北、國民大會秘書處、1972年、53頁、同『第一屆國民大會第六次會議實錄』台北、國民大會秘書處、1979年、18頁、同『第一屆國民大會第七次會議實錄』台北、國民大會秘書處、1985年、12頁、國民大會秘書處編『第一屆國民大會第八次會議實錄』台北、國民大會秘書處、1991年、10頁、および中央選舉委員會編印『中華民國選舉統計提要(35年-76年)』台北、中央選舉委員會、1988年、44頁、85頁および125頁をもとに筆者作成。

時の、第1期国民大会代表の内訳(非改選代表・改選代表)とその人数を示したものである。改選代表とは、1972年から自由地区で始まった増加定員選挙で選出され、6年おきに改選が行われた代表のことである。彼らは「台湾選出の国民大会代表」といえる存在である。台湾住民の民意を代表している存在という点では、1969年の欠員補充選挙で選ばれた国民大会代表(15名)も同様だが、彼らは非改選とされたことから、ここでは1947年の選挙において台湾省で選出された代表と同じく「非改選代表」として扱っている。表1では、第1期国民大会代表全体に占める改選代表の割合も示した。

表1から明らかなことは、総統選挙の有権者では、非改選代表が圧倒的多数を占めており、台湾選出代表の割合はわずかだったことである。しかし、増加定員選挙における改選枠が段階的に拡大され、それを上回るスピードで非改選代表が減少したことから、李登輝が総統に選出された第8回総統選挙では、改選代表の数は有権者の1割強に達していた。「台湾での総統選挙」が、ほんの少しずつではあったが「台湾の総統選挙」へと向かっていった様子が見て取れる。

4. 第6回～第8回総統・副総統選挙

(1) 第6回総統・副総統選挙

以下では、「台湾選出の国民大会代表」が投票に参加した3回の総統・副総統選挙の経過と結果について紹介していく。

第1期国民大会第6回会議は1978年2月19日から3月25日まで開催された。憲法には国民大会は総統が召集すると定められているが(第29条)、今回の第6回会議は嚴家淦総統によって召集された。1975年4月の蔣介石総統の死去にともない、「総統欠位のときは、副総統が総統の任期満了までその任を継ぐ」という憲法の規定(第49条)に則り、副総統だった嚴家淦が総統職を引き継いだ。その任期満了が1978年5月20日に迫っていたのである。

今回の総統選挙では、すでに国民党主席に就任していた蔣経国を総統に選出することが既定路線だった。嚴家淦は1977年12月14日、蔣経国主席を総統候補に推挙することを提言した書簡を国民党中央常務委員会に送った。1978年1月7日に開かれた中央常務委員会第1回臨時会議は嚴家淦の提言に同意し、蔣経国主席を第6代総統の公認候補とするよう第11期中央委員会第2次全体会議に提案することを全会一致で決議した。そし

て、同年2月15日に開催された第11期中央委員会第2次全体会議において、蔣経国を第6代総統の公認候補に、また蔣経国が指名した謝東閔を副総統候補に決定した。

国民党の決定を受けて、民社党と青年党は「現在の国家情勢に最も適った人選」との認識を示し、両党とも公認候補は擁立せず、団結して支持すると表明した。そして、蔣経国、謝東閔とも、総統・副総統選挙の選挙法である「総統副総統選挙罷免法」が定める、100名以上の国民大会代表の推薦署名という立候補の要件（第4条第1項第1号）³⁰を満たしたことから、それぞれ唯一の候補として正式に立候補することが決まった。

3月21日に行われた総統選挙では、投票総数1,204票、有効投票数1,184票のうち、蔣経国は1,184票を獲得した（得票率98.33%）。選挙法では、候補者が1名の場合、第1回投票で国民大会代表総数（定数）の過半数の票を獲得することが当選要件とされていた（第4条第4項）³¹。第1期国民大会第6回会議の代表総数は1,248人、過半数は625人となり、蔣経国は当選要件を満たしたことから、第6代総統に当選した。

その翌日（22日）に行われた副総統選挙では、投票総数1,189票、有効投票数941票のうち、謝東閔は941票を獲得（得票率79.14%）した。こちらも当選要件を満たして第6代副総統に当選した³²。

（2）第7回総統・副総統選挙

第1期国民大会第7回会議は1984年2月20日

から3月25日まで開催された。3月21日の第1回選挙大会で総統選挙が、22日の第2回選挙大会で副総統選挙が行われた。

第7回総統・副総統選挙を前に、国民党は1984年2月15日に第12期中央委員会第2回全体会議の第3回会議で、党主席の蔣経国を総統の公認候補とすることを決定した。同日開かれた第4回会議で蔣経国が李登輝を副総統候補に指名、中央委員の挙手により満場一致で承認され、李登輝が副総統の公認候補に決まった。民社党と青年党は前回同様、公認候補を擁立しなかった。そして、蔣経国は1,010人の国民大会代表から推薦署名を集め、李登輝も905人の代表の推薦署名を得たことで、両者とも選挙法が規定する立候補要件を満たした。

総統選挙において、投票総数1,020票、有効投票数1,012票のうち、蔣経国は1,012票を獲得した（得票率99.02%）。第1期国民大会第7回会議の代表総数は1,064人、過半数は533人となり、蔣経国は当選要件を満たしたことから、第7代総統に当選した。

副総統選挙では、投票総数999票、有効投票数873票のうち、李登輝は873票を獲得（得票率87.39%）した。こちらも当選要件を満たし、第7代副総統に当選した³³。この李登輝副総統の誕生が約4年後、台湾人初の中華民国総統の誕生へとつながることになった。

（3）第8回総統・副総統選挙

第1期国民大会第8回会議は1990年2月19日から3月30日まで開催された。第8回総統選挙は3月21日に行われた第1回選挙大会で行われた。

今回の国民大会は、1988年1月、蔣経国総統の

30 「總統副總統選舉罷免法（中華民國43年03月12日）」立法院法律系統（<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^9806C04C0306C11806C00CE506811926CC0C3386819826CC0D03>）。

31 同上資料。

32 國民大會秘書處編印『第一屆國民大會第六次會議實錄』台北、國民大會秘書處、1979年、553～563頁。

33 國民大會秘書處編印『第一屆國民大會第七次會議實錄』台北、國民大會秘書處、1985年、725～735頁。

突然の死去にともない、総統職を引き継いでいた李登輝によって召集された。そして、李登輝にとっては、総統候補として第1回選挙大会に臨んだ最初で、最後の国民大会となった。

今回の総統・副総統選挙をめぐっては、国民党内で政争（「2月政争」）が発生し、後に「主流派」（李登輝擁護派）、「反主流派」（反李登輝派）と呼ばれる2つのグループの対立が表面化するきっかけとなった。国民党内では李登輝を総統の公認候補とすることに大きな反対はなかった。焦点となったのは副総統候補の指名だった。

反李登輝派は当時行政院長を務めていた李煥の指名に期待を寄せたが、李登輝は総統府秘書長だった李元簇を指名する方針を表明した。これに反発した反李登輝派は、党の公認候補決定のため1990年2月11日に開催予定だった第13期臨時中央委員会全体会議で、李登輝のライバルだった林洋港を総統候補に擁立することを画策、それを事前に察知した李登輝たちとの間で政争が発生した。

第13期臨時中央委員会全体会議では、李登輝が多数派の支持の確保に成功したことで、反李登輝派が提案した投票採決方式が否決され、李登輝擁護派が主張した起立採決方式により、李登輝が総統、李元簇が副総統の公認候補に選出された。その後も非改選の国民大会代表が、林洋港を総統候補、蔣経国の弟である蔣緯国を副総統候補に推薦する署名活動を始めたが、李登輝の要請を受けた謝東閔ら8名の長老の調停により、林洋港と蔣緯国が公式に国民大会代表の推薦を断ることで事態は決着した³⁴。李登輝は636人の国民大会の推薦署名を集め、李元簇も594人の代表の署名を獲得し、ともに選挙法が定める立候補要件をクリアして唯一の候補者となった。

3月21日に行われた総統選挙では、投票総数668票、有効投票数641票のうち、李登輝は641票を獲得した（得票率95.96%）。第1期国民大会第8回会議の代表総数は752人、過半数は377人となり、李登輝は第1回投票で絶対多数の票を得て当選要件を満たし、第8代総統に当選した。

その翌日（22日）には副総統選挙が行われた。投票総数642票、有効投票数602票のうち、李元簇は602票を獲得（得票率93.77%）した。こちらも当選要件を満たして第8代副総統に当選した³⁵。

おわりに

本稿では、1978年3月の第6回から、1990年3月の第8回までの3回の総統選挙に焦点を当て、その歴史的背景とともに、総統選挙がわずかながらも「台湾の総統選挙」へと向かった経緯について振り返った。

総統選挙の有権者だった第1期国民大会代表は、中華民国の「憲政」と「法統」のシンボルでもあった。「法統」を維持するために、台湾での第1期国民大会代表の改選は見送られた。さらに、総統選挙を定期的実施して、中華民国の「法統」と総統の合法的正統性を守るためには、第1期国民大会代表による国民大会の定期開催が不可欠だった。

臨時条款は、動員戡乱時期においては、憲法と同等の効力を持つものと位置づけられていた。その廃止は困難であり、憲法の改正という選択肢もなかった。ところが、中央民意代表機関の選出ルールの大枠は憲法に規定されていた。それとは異なるかたちで、新たに選挙を行うとなれば、臨時条款の修正で対応する必要があった。台湾では臨時条款の修正をとおして、総統の権限が強化さ

34 以上、若林正文『台湾一分裂国家と民主化』東京大学出版会、1992年、247～249頁。

35 國民大會秘書處編『第一屆國民大會第八次會議實錄』台北、國民大會秘書處、1991年、361～371頁。

れた。それは一方では蒋介石・蔣経国親子の独裁を支えたが、他方では中央民意代表選挙の実施に道を開くことにもつながった。

欠員補充選挙から増加定員選挙へと発展し、改選議席数が拡大する過程で、総統選挙は「台湾での総統選挙」から、ほんのわずかではあったが「台湾の総統選挙」としての色彩を帯びることになった。蔣経国の政治改革なくして、それはありえなかったといえよう。

ただし、そうした流れにも限界があった。松田康博は、蔣経国が1979年1月の米国との断交に際して、ニクソン・ショックの際とは対照的に、

政治改革に後ろ向きだったと指摘している。「米中国交正常化は、台湾にとって政治改革が進んだ1980年代への序章というよりも、むしろニクソン・ショックからの連続であると見た方がよい」のである³⁶。2つの外交危機が同じように作用したわけではなく、米中国交正常化に直面して、蔣経国が民主化に向けてもう一步踏み出すことはなかった。国民党内に増加定員選挙の定員拡大を求める声があったにもかかわらず、である³⁷。総統選挙が真の「台湾の総統選挙」となるには、李登輝の手による本格的な民主化を待たねばならなかったのである。

36 松田康博「米中国交正常化に対する台湾の内部政策決定—情報統制の継続と政治改革の停滞」加茂具樹・飯田将史・神保謙編著『中国改革開放への転換—「1978年」を越えて』慶應義塾出版会、2011年、195頁。

37 同上論文、188～191頁。

* 本稿は日本学術振興会科学研究費補助金（研究課題/領域番号 17K03568）および京都女子大学平成31年度学外助成金補助の成果の一部である。

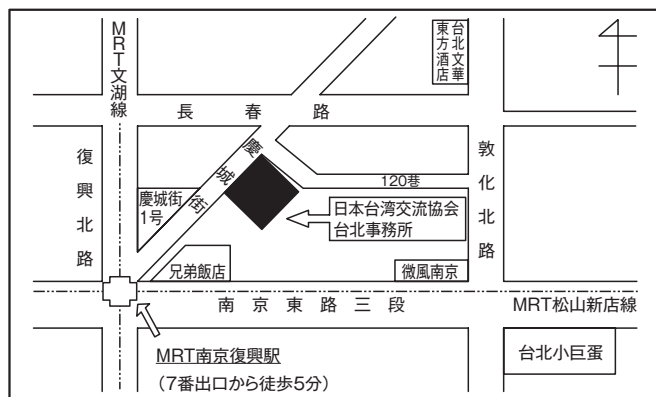
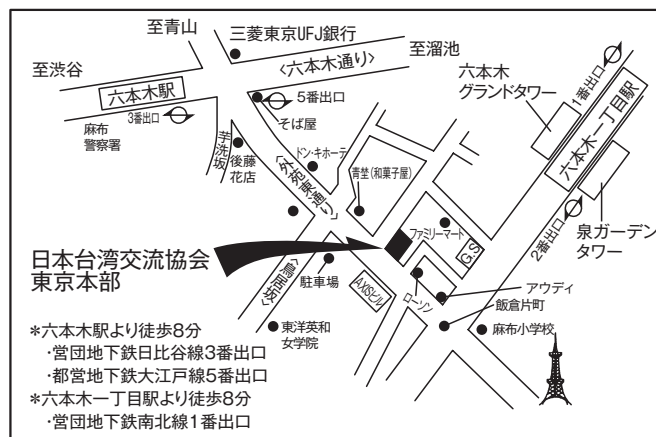
日本台湾交流協会事業月間報告

主な日本台湾交流協会事業（11月実施分）

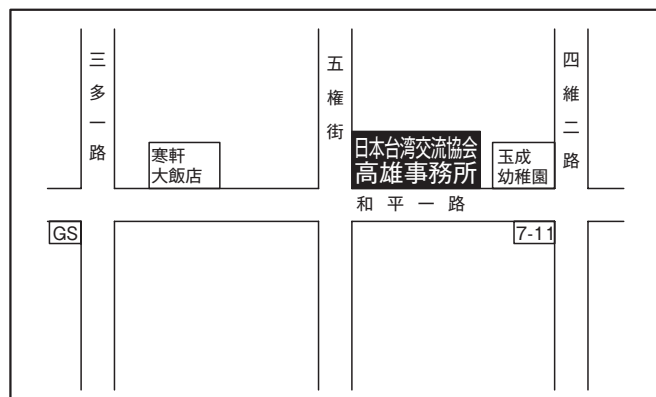
11月	場所	内容
1日	台北市（台北事務所文化ホール）	温泉講座（主催）
1-3日	台北市（台湾大学・福華文教会館）	東アジア日本研究者協議会（名義）
2日	台北市（政治大学）	第13回全国国際関係研究生論文発表会（助成）
2日	台北市（台北事務所セミナー室）	第3回中等教育研修会（風呂敷ワークショップ）（主催）
3日	台北市（台北事務所文化ホール）	日本語パートナーズ派遣事業台湾4期 NPCP 合同研修（主催）
5-8日	台北市（台湾大学）・新北市（淡江大学）	温又柔氏講演会（共催）
6日	台中市	領事出張サービス
9日	台北市（集思北科大会中心）	台日ソサイエティ5.0科学技術サミット（助成）
9日	高雄市	2019年度第1回日本語教育研修会 高雄会場（主催）
10日	台北市（台北事務所文化ホール）	第1回日本語教育研修会（主催）
13日	大阪	台湾知財セミナー（主催）
14日	東京	台湾知財セミナー（主催）
14日	台北市（台北事務所文化ホール）	台湾寄席2019（名義）
16日	台北市（政治大学）	2019現代日本研究学会年会及びシンポジウム（助成）
16-25日	台北市・新竹市の11会場	2019年おしゃべりコンサート IN 台湾～音楽と笑顔の広場～（名義）
19日	沖縄	日台パートナーシップ強化セミナー（共催）
17日	屏東県（潮音寺）	第5回バシー海峡戦没者慰霊祭（名義）
20日	新竹市	領事出張サービス（台北事務所）
20-21日	台北市	GCTF「インド太平洋地域のエネルギーに関するグッド・ガバナンス」ワークショップ（共催）
21日	台南市	領事出張サービス
23日	台北市（台北植物園）	「萬葉之彩」草木染織和服展 開幕式（助成）
24日	高雄市	和服入門講座（主催）
30日	台北市（淡江大学）	台湾日本語教育学会「台湾日本語教育研究」国際学術シンポジウム（名義）

令和元年12月25日 発行
 編集・発行人 舟町仁志
 発行所 郵便番号 106-0032
 東京都港区六本木3丁目16番33号
 青葉六本木ビル7階
 公益財団法人 日本台湾交流協会 総務部
 電話 (03) 5573-2600
 F A X (03) 5573-2601
 U R L <http://www.koryu.or.jp>
 (三事務所共通)

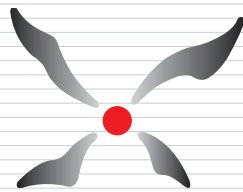
表紙デザイン：株式会社 丸井工文社
 印刷所：株式会社 丸井工文社



台北事務所 台北市慶城街28號 通泰大樓
 Tong Tai Plaza, 28 Ching Cheng st., Taipei
 電話 (886) 2-2713-8000
 F A X (886) 2-2713-8787



高雄事務所 高雄市苓雅區和平一路87號
 南和和平大樓9樓・10樓
 9F, 87 Hoping 1st Rd., Lingya Qu, kaohsiung Taiwan
 電話 (886) 7-771-4008 (代)
 F A X (886) 2-771-2734



公益財団法人

日本台湾交流協会

Japan-Taiwan Exchange Association

